

業 務 概 要

平成28年度版

(平成27年度実績)

高知県中央児童相談所

高知県幡多児童相談所

高知県子ども条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第3条 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり（以下「子どもの環境づくり」という。）を県民で醸成するため、次に掲げる事項を基本理念として社会全体で推進しなければならない。

- （1）子どもは、次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下、子どもが年齢及び成熟度に応じて成長することができること。
- （2）子どもが、家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長とともに高い規範意識、自尊心及び他者を思いやる心を身に付けることができる環境をつくること。
- （3）保護者、学校関係者等、地域社会及び行政が子どものために連携すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの環境づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、次条から第7条までに規定する責務に配慮しなければならない。
- 3 県は、第8条の規定により連携し、及び協働して行われる取組を支援しなければならない。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて重要な役割を有すること及び基本理念にのっとり子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが高い規範意識を身に付けること及び自ら力を発揮して成長することができるよう、深い愛情を持って育てなければならない。

（学校関係者等の責務）

第6条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保及び子どもが安心して、学びながら成長することができる教育環境づくりに努めなければならない。

（県民の責務）

第7条 県民は、自らの意識、行動等が子どもに与える影響の大きさを自覚し、自らの規範意識を高めるとともに、子どもが健やかに成長することができる社会環境づくりに努めなければならない。

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日ごろから関係機関をはじめとする多くの皆様に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

全国の児童相談所が平成 27 年度に対応した児童虐待件数は 103,260 件（速報値）となっており、集計を始めた平成 2 年度から 25 年連続の増加で、初めて 10 万件を突破しました。

本県においても、平成 27 年度の児童虐待通告（相談）件数は 515 件、認定・対応した件数は 379 件となり、いずれも過去最多を更新しております。

こうしたなか、児童相談所におきましては、平成 26 年に県内で発生した児童虐待による死亡事例及び平成 27 年に発生した乳児の死亡事例にかかる検証委員会の提言を受け、子どもたちの命の安全・安心を守ることを最優先に、迅速かつ的確に対応することを基本方針として、虐待の確証や保護者の同意の有無に関わらず、一時保護が必要と判断した場合には、躊躇なく保護を実施することとしております。

今年 6 月には、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、市町村や児童相談所の体制の強化などの措置が講じられることとなりました。

本県では、日本一の健康長寿県構想の中で「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を大目標に掲げ、保健・福祉・地域住民等が連携した地域での見守り体制の強化による児童虐待の未然防止対策をはじめ、市町村の要保護児童対策地域協議会への積極的な支援や児童相談所の相談体制の強化などに取組んでおります。

改めて、市町村や関係支援機関、そして地域住民の皆様と児童相談所が一層連携して、子どもたちや保護者等への支援を抜本強化し、児童虐待の世代間連鎖を断ち切っていく重要性を痛感しております。

厳しい環境にある子どもたちを支援するため、児童相談所や市町村等の役割は、今後ますます重要となってまいります。

子どもたちの安全・安心の確保と健全育成に向け、関係機関の皆様と連携を図りながら、児童相談所に求められる役割を十分に果たすことができるよう取組んでいきたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。

本冊子は、平成 27 年度における高知県の児童相談所の活動実績をまとめたものです。子どもの相談や問題に関わる皆様にご活用いただければ幸いです。

平成 28 年 11 月

高知県中央児童相談所長 福留 利也
高知県幡多児童相談所長 川淵 真二

目 次

第1 児童相談所の概要

1 沿革	1
2 所在地及び管轄区域	2
3 組織及び職員構成	3
4 職員配置状況	4
5 相談の種類及び主な内容	5
6 児童相談所の目的と役割	6
7 所内相談対応の流れ	7
8 高知県における児童相談（虐待通告）対応の流れ	8

第2 業務事業の実施状況

1 相談業務	
(1) 全体の状況	9
(2) 養護相談	13
(3) 児童虐待相談	15
(4) 非行相談	17
(5) 育成相談	18
2 一時保護業務	19
3 児童支援ホーム	20
4 援助の内容等対応状況	21
5 里親業務	21
6 市町村児童家庭相談体制の整備支援業務	24
7 療育手帳判定及び特別児童扶養手当の認定等	24
8 言語発達相談会	24
9 電話相談業務	24

10 各種事業

《中央児童相談所》

(1) 児童福祉施設等との連携	25
(2) 職員の専門能力の向上	26
(3) 児童相談所の法的対応力の強化	27
(4) 関係機関職員を対象とした研修会の開催	27
(5) 関係機関連携	28
(6) 講演及び教育活動	28

《幡多児童相談所》

(1) 児童福祉施設等措置児童のサポートケア	28
(2) 職員の専門能力の向上	29
(3) 関係機関職員を対象とした研修会の開催	29
(4) 関係機関連携	30
(5) 講演活動	30
(6) 1歳6ヶ月児、3歳児精密健康診査への協力	30
(7) 巡回相談	30

◆ 統計資料	32
--------------	----

◆ 資料	52
------------	----

第1 児童相談所の概要

1 沿革

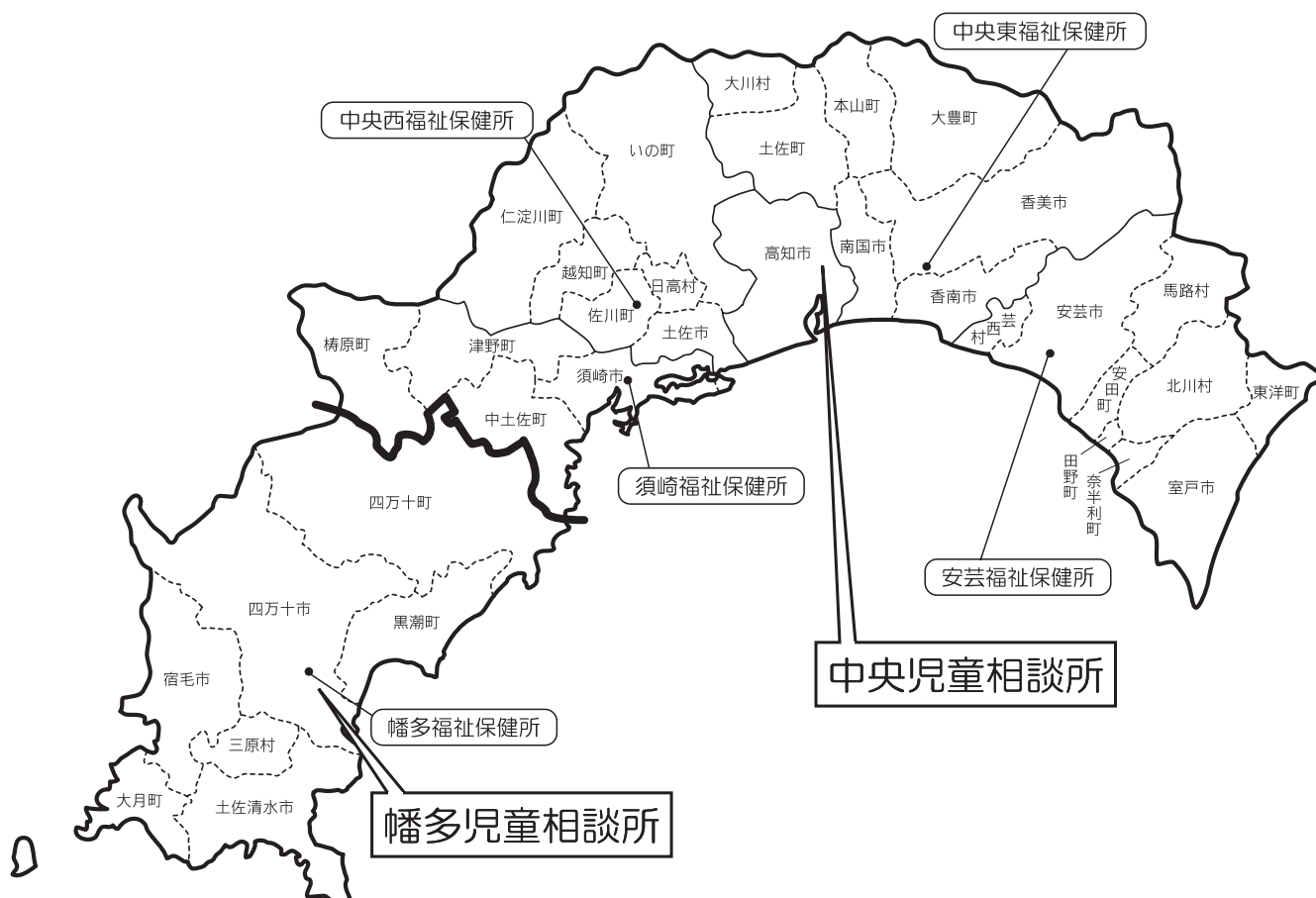
昭和 22.12.12	児童福祉法（以下「法」という。）が制定され、昭和 23.1.1 から施行された。
23. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が公布され、全県下を管轄区域とし、法第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の措置権限が所長に委任され、本庁児童課内で業務を開始した。
23. 4. 1	高知市愛宕町の県立盲ろう学校の跡を譲り受け、本庁から移転し、一時保護所も同所に開設した。
27. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が改正され、中央及び幡多の 2 児童相談所に分かれた。
27. 7. 1	中村市沖の前に幡多児童相談所の庁舎が完成し、幡多地区（幡多郡・中村市・宿毛市・土佐清水市）を所轄して業務を開始した。
28. 8. 1	法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による「児童福祉施設等に措置する」権限が所長に委任された。
37. 4. 1	中央児童相談所が B 級相談所に指定され、総務・業務の 2 課制となる。
38. 8.13	幡多児童相談所が中村市具同に庁舎を移転した。
43. 9. 1	法第 56 条第 1 項の規定による「本人又は扶養義務者から徴収する費用の額を設定する」権限が所長に委任された。
44. 3.22	法第 27 条第 2 項の規定による「国立療養所に治療を委託する」権限が所長に委任された。
46. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例並びに高知県行政組織規則の一部が改正され、幡多郡のうち大正町及び十和村が幡多児童相談所から中央児童相談所に移管した。
55.11. 1	中央児童相談所が高知市大津に移転した。
平成 7. 4. 1	幡多児童相談所の一時保護所を中央児童相談所に統合した。
11. 4. 1	中央児童相談所の障害児部門が療育福祉センターに移管された。 中央児童相談所に医師（小児科）1 名を配置した。
12. 4. 1	児童支援ホームを開設した。
18. 4. 1	企画調整課・こども支援課・相談課の 3 課制となり、また児童相談連携支援センターを設置した。
20. 4. 1	児童相談連携支援センターが廃止となり、相談課を 3 班から 4 班体制に改編した。
21. 4. 1	中央児童相談所に児童虐待対応チームを設置した。
22. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例並びに高知県行政組織規則の一部が改正され、高知県中央児童相談所・高知県幡多児童相談所に名称が変更された。また、高岡郡の四万十町を中央児童相談所から幡多児童相談所へ移管した。 中央児童相談所は班長制からチーフ制となり、相談課に里親支援担当チーフを設置、児童虐待対応チームにチーフ設置と増員強化し改編した。
23. 4. 1	中央児童相談所の相談課内に非行相談専任担当を設置した。
25. 4. 1	中央児童相談所の児童虐待対応チームに初期対応担当と家族支援担当の各チーフを設置した。
26. 4. 1	福祉専門職の次長職を新たに設置し、次長 2 人体制とした。相談課を地域相談課に、児童虐待対応チームを児童虐待対応課にそれぞれ名称変更した。 併せて、こども支援課のこころサポート担当を地域相談課に編入し、心理支援担当と名称変更するとともに、こども支援課の保護担当を児童虐待対応課に編入し、3 課 1 チーム体制を 3 課体制に改編した。
27. 4. 1	児童虐待対応課の初期対応担当チーフを第一と第二の 2 人体制とした。 市町村を支援する専門職員を配置した。
28. 4. 1	企画調整課のチーフを 2 人体制とし市町村支援担当を配置した。

2 所在地及び管轄区域

H27.4.1 現在

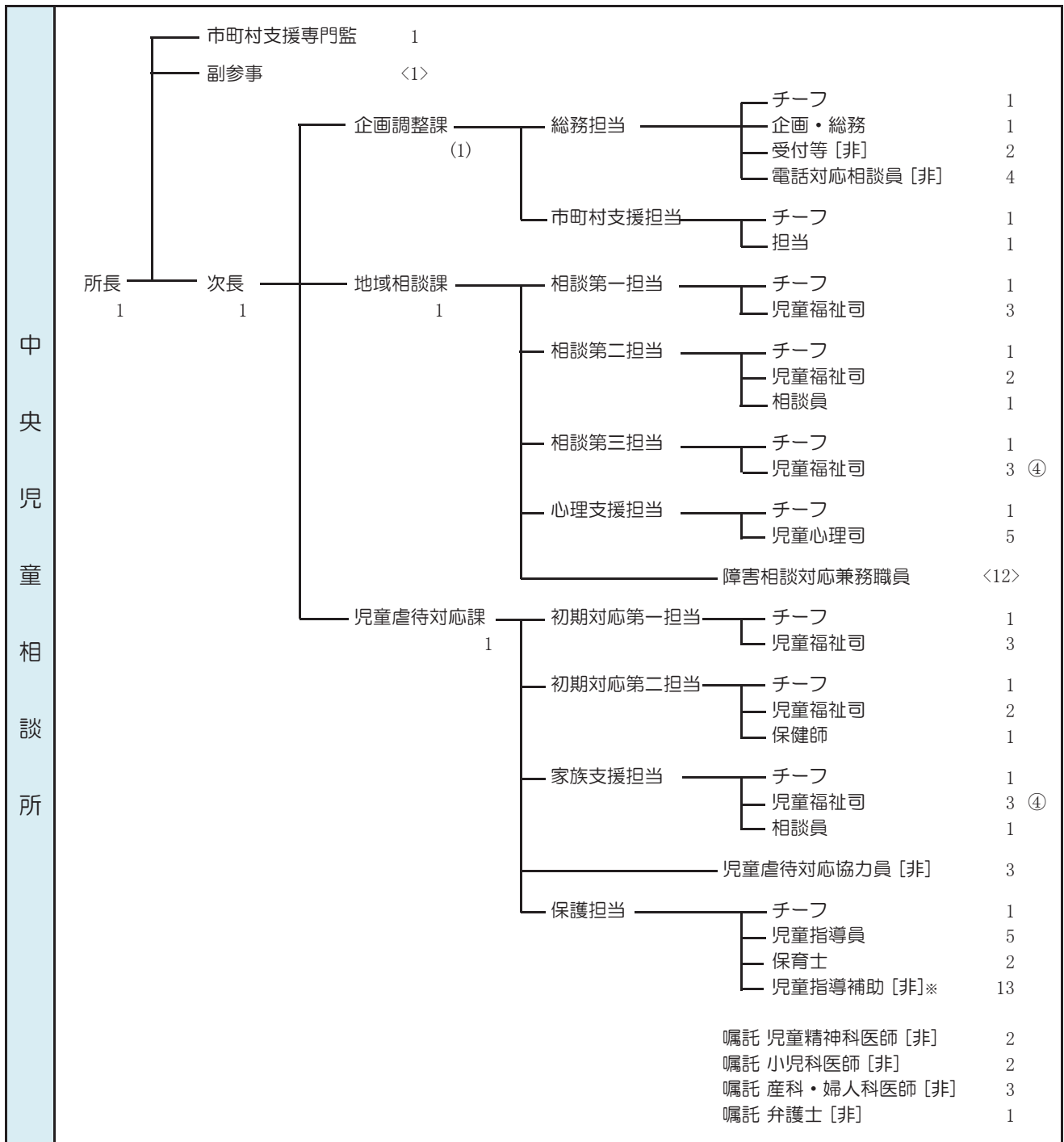
	所在地	TEL・FAX	管轄区域
中央	〒781-5102 高知市大津甲 770-1	TEL 088-866-6791 (企画調整課 866-6810) FAX 088-866-0839	高知市・室戸市・安芸市・香南市・香美市 南国市・土佐市・須崎市・東洋町・奈半利町 田野町・安田町・本山町・大豊町・土佐町 いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・中土佐町 津野町・梶原町・北川村・馬路村・芸西村 大川村・日高村 《8市14町5村》
幡多	〒787-0050 四万十市渡川 1 丁目 6-21	TEL 0880-37-3159 FAX 0880-37-3205	四万十市・宿毛市・土佐清水市・四万十町 黒潮町・大月町・三原村 《3市3町1村》

《 管轄区域図 》



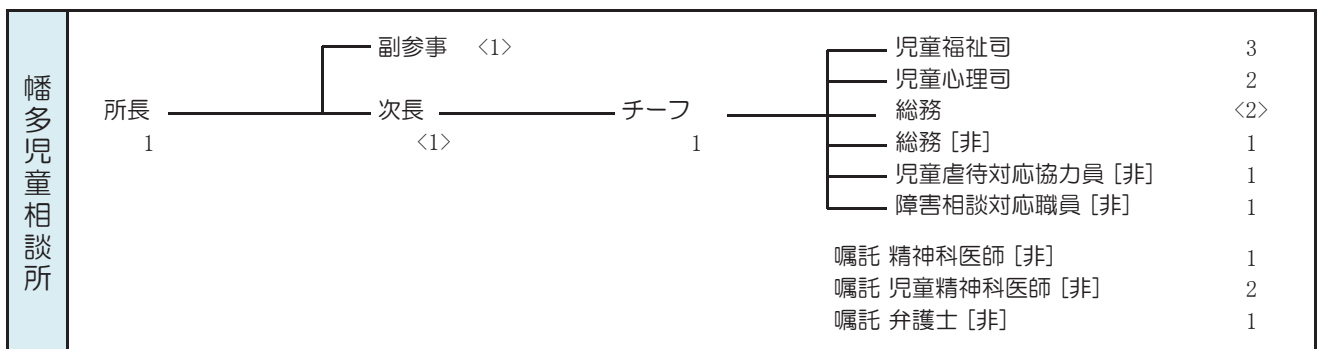
3 組織及び職員構成

平成28年4月1日現在



()は、事務所の兼務職員
 < >は、他機関の兼務職員
 ○は、育児休暇中の職員を含む

※児童指導補助内訳
 心理職員 1
 学習指導員 2
 児童指導補助職員 10



4 職員配置状況

平成28年4月1日現在

中央児童相談所				幡多児童相談所				
職名・職務	常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計	
所長	1		1	所長	1		1	
	市町村支援専門監	1	1	副参事	兼務<1>		兼務<1>	
	副参事	兼務<1>	兼務<1>	次長	兼務<1>		兼務<1>	
	次長	1	1	チーフ	1		1	
企画調整課	企画調整課長	兼務(1)	兼務(1)	児童福祉司	3		3	
	総務担当チーフ	1	1	児童心理司	2		2	
	企画・総務	1	1	総務	兼務<2>	1	兼務<2> 1	
	受付等		2					2
	電話対応相談員		4	4	児童虐待対応協力員		1	1
	市町村支援担当チーフ	1	1	1	障害相談対応職員		1	1
	担当	1	1	1	嘱託 精神科医師		1	1
				嘱託 児童精神科医師		2	2	
地域相談課	地域相談課長	1	1	嘱託 弁護士		1	1	
	相談第一担当チーフ	1	1	合計	7 兼務<4>	7	14 兼務<4>	
	児童福祉司	3	3					
	相談第二担当チーフ	1	1					
	児童福祉司	2	2					
	相談員	1	1					
	相談第三担当チーフ	1	1					
	児童福祉司	3	3					
	心理支援担当チーフ	1	1					
	児童心理司	5	5					
障害相談対応兼務職員	兼務<12>		兼務<12>					
児童虐待対応課	児童虐待対応課長	1	1					
	初期対応第一担当チーフ	1	1					
	児童福祉司	3	3					
	初期対応第二担当チーフ	1	1					
	児童福祉司	2	2					
	保健師	1	1					
	家族支援担当チーフ	1	1					
	児童福祉司	3	3					
	相談員	1	1					
	児童虐待対応協力員		3	3				
	保護担当チーフ	1	1					
	児童指導員	5	5					
	保育士	2	2					
	児童指導補助		13	13				
嘱託	児童精神科医師		2	2				
	小児科医師		2	2				
	産科・婦人科医師		3	3				
	弁護士		1	1				
合計	48 兼務<13>	30	78 兼務<13>					

(業務委託) 高知県中央児童相談所 児童支援ホーム	
委託業務内容	
児童支援ホーム運営及び管理 (学習指導は除く)	
職名	人数
自立支援者 (ふれあいサポーター)	2

※()は、事務所の兼務職員
 ※< >は、他機関の兼務職員

5 相談の種類及び主な内容

相談種別		内容
養護相談	養護相談	養育困難（保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子に関する相談。養子縁組に関する相談。
	児童虐待相談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、初シトに関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由や運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害のある子どもに関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害のある子ども、言語発達遅滞のある子ども等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障害のある子ども等に関する相談。
	知的障害相談	知的障害のある子どもに関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。
育成相談	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校・保育園・幼稚園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

6 児童相談所の目的と役割

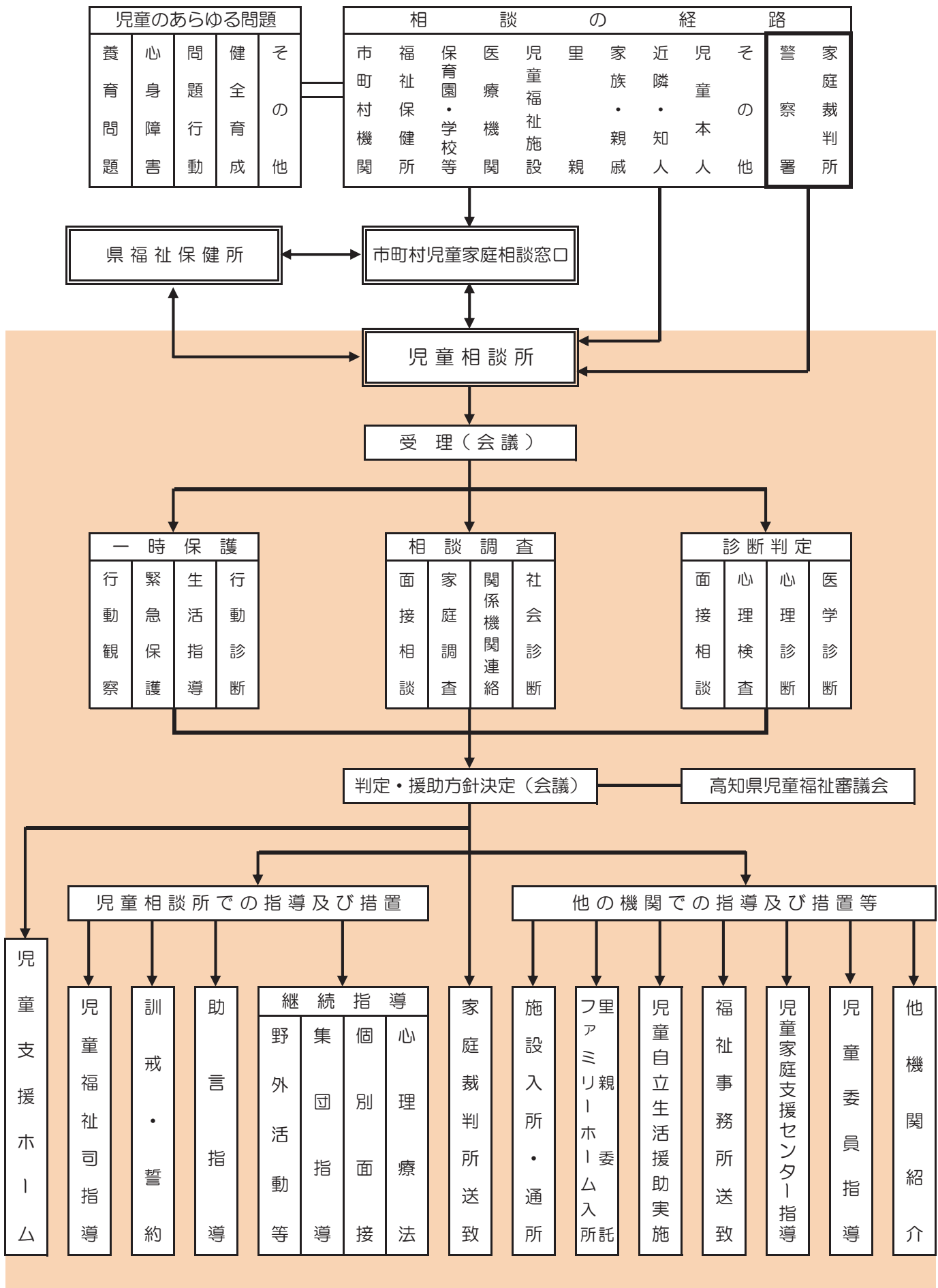
児童相談所は児童福祉法第 12 条の規定により設置され、家庭や市町村をはじめとする関係機関からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、児童が有する問題や児童のおかれた環境など、問題の背景を的確に捉え、児童や家庭に最も効果的な援助を行い、以って児童の福祉を図るとともに、その権利を保護することを目的に設置された行政機関である。

その主な業務は以下のとおりである。

- (1) 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭について、児童福祉司や児童心理司、医師等の専門職員が必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、個々の児童に対する援助方針を立て、支援を行うこと。また、必要に応じて巡回相談を行うこと。
- (4) 家庭での養育困難や虐待等により児童の保護が必要と判断された場合や、子どもの様子・行動などの観察を通じてよりよい援助方針を決定するために、児童の一時保護を行うこと。
- (5) 必要に応じて児童福祉施設や里親等に措置を行うこと。

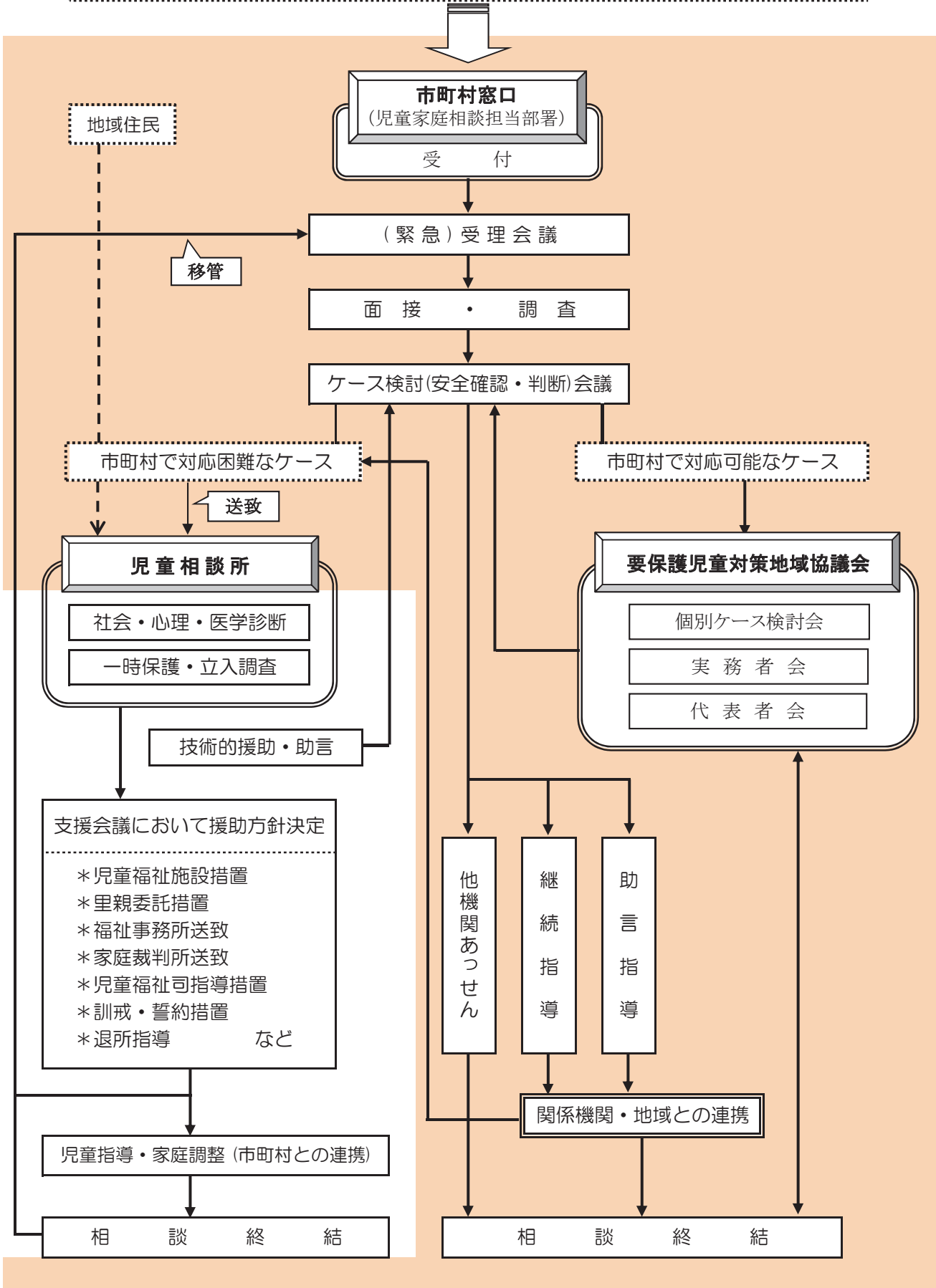
*障害相談を含む児童の相談に応じることが児童相談所の任務であるが、本県では中央児童相談所管内の障害相談は、平成 11 年度に開設された障害児の医療、福祉、教育等の専門的総合機関である療育福祉センターが主に対応している。

7 所内相談対応の流れ



8 高知県における児童相談（虐待通告）対応の流れ

- * 地域住民
- * 児童福祉施設
- * 保健センター
- * 学校・教育委員会
- * 保育所・幼稚園
- * 医療機関
- * 民生児童委員
- * その他の関係機関



第2 業務事業の実施状況

1 相談業務

(1) 全体の状況

① 療育福祉センターを含む全相談種類別受付状況

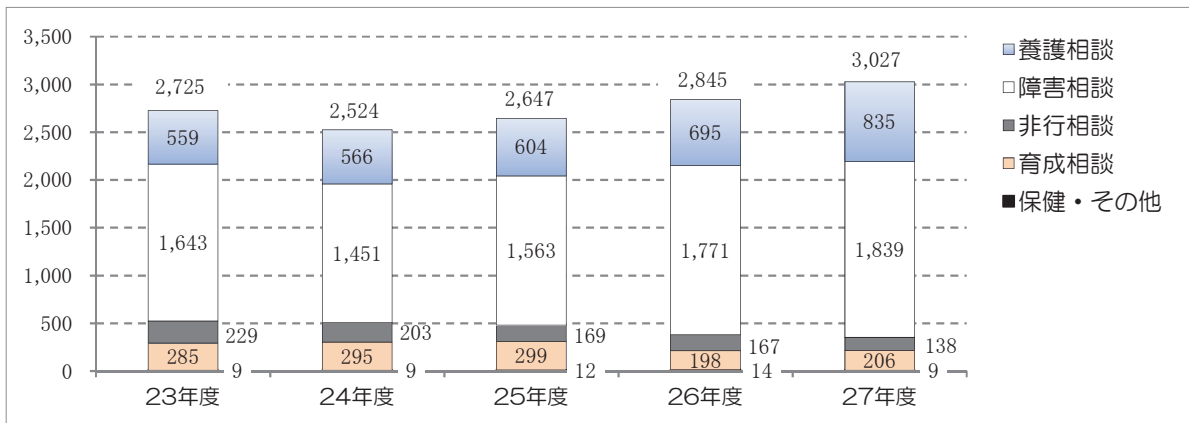
本県では、中央児童相談所管内の障害相談等を療育福祉センターが所掌しており、その受付件数 1,617 件を含め、平成 27 年度の児童相談所の相談受付総数は 3,027 件で、対前年度比 182 件の増加となっている。これは、主に養護相談と障害相談の増加によるものである。

相談種類別で見ると、養護相談は、対前年度比で 140 件と大幅に増加し、835 件となった。このうち児童虐待通告件数は 515 件（前年度比 132 件増）で、養護相談全体の 61.7%（前年度 55.1%）となっており、養護相談の増加は児童虐待通告件数の増加によるものである。

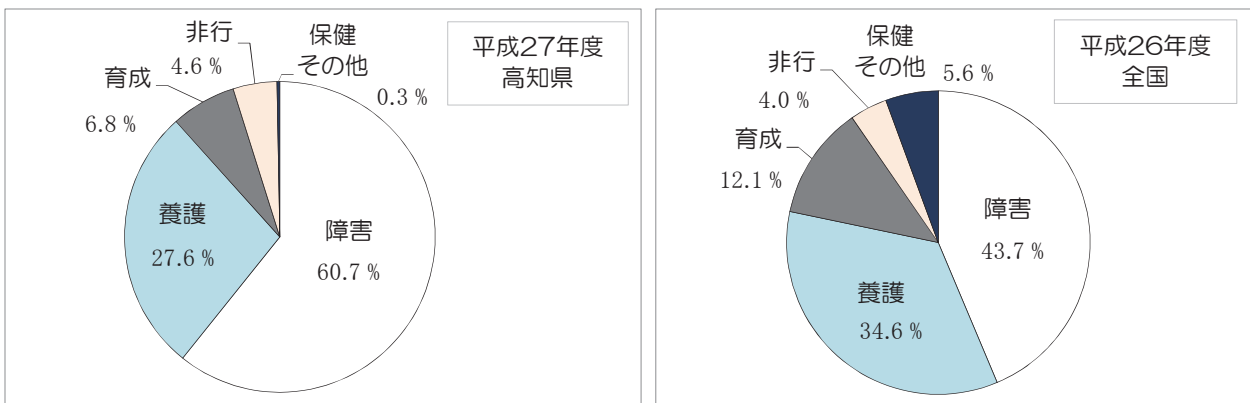
障害相談は、対前年度比 68 件の増加となっている。これは、主に知的障害や発達障害に関する相談の増加によるものである。

非行相談では、対前年度比 29 件の減少で 138 件となっており、過去 5 年間を見ても最も少なくなっている。

全国と比較すると、障害相談の割合が高く、養護相談、育成相談の割合がやや低い傾向にある。



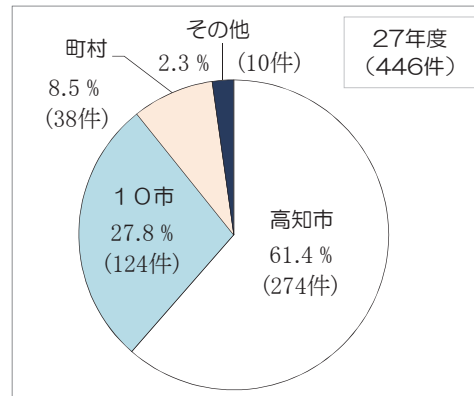
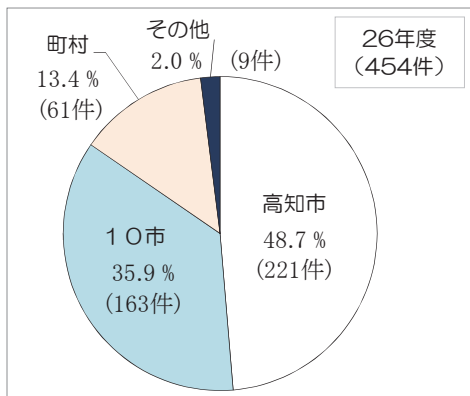
① - 2 相談種類別構成比



② 主な相談種類別、対応件数の市町村別構成比

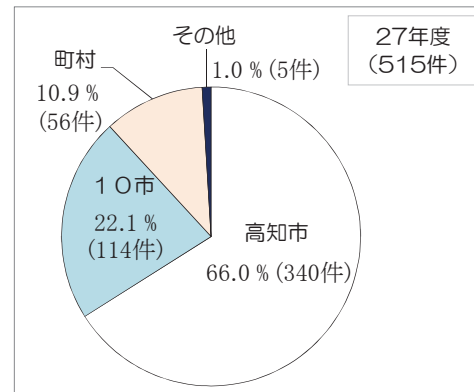
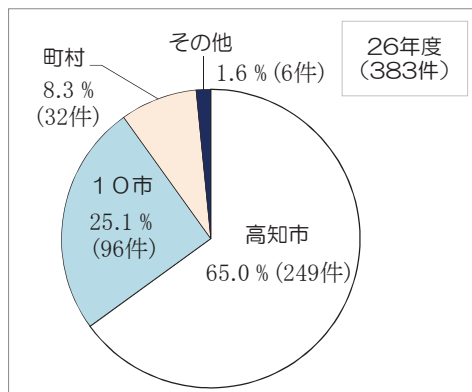
イ 養護相談対応件数（児童虐待相談を除く）

児童虐待相談を除く養護相談は、前年度と比較して8件の減少となっている。高知市が占める割合は53件・12.7ポイントの増加となっている一方で、10市については対前年度比39件・8.1ポイントの減少となっている。



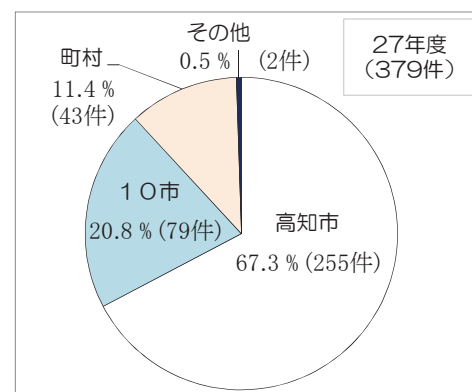
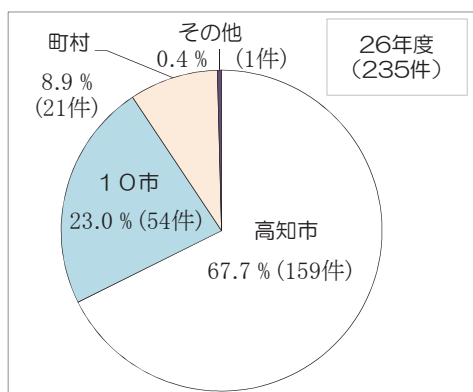
ロ 児童虐待通告件数

児童虐待通告件数は、前年度と比較して132件増加している。市町村別で見ても、高知市、10市、町村の全てで増加となっている。



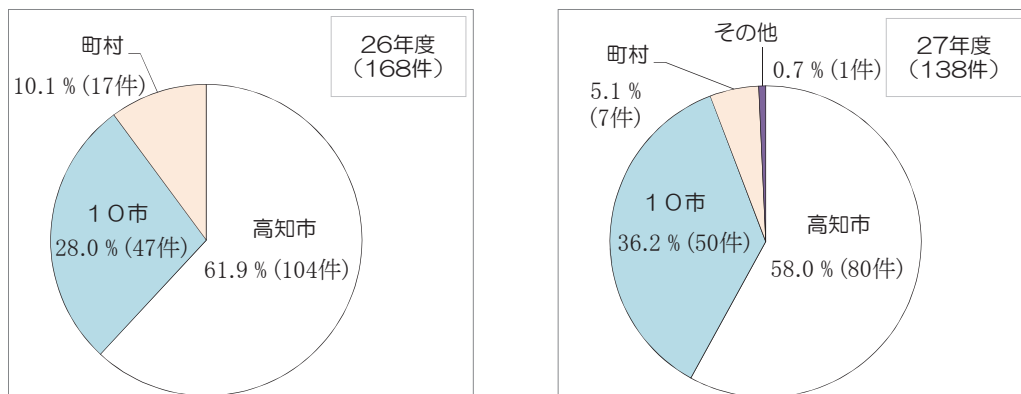
ハ 児童虐待認定対応件数

児童虐待認定対応件数も、児童虐待通告件数の増加と比例して、対前年度比で144件増加している。市町村別で見ても、高知市、10市、町村の全てで増加となっている。



二 非行相談対応件数

非行相談は、前年度と比較して 30 件の減少となっている。市町村別では、高知市が 24 件、町村が 10 件減少、10 市が 3 件微増している。

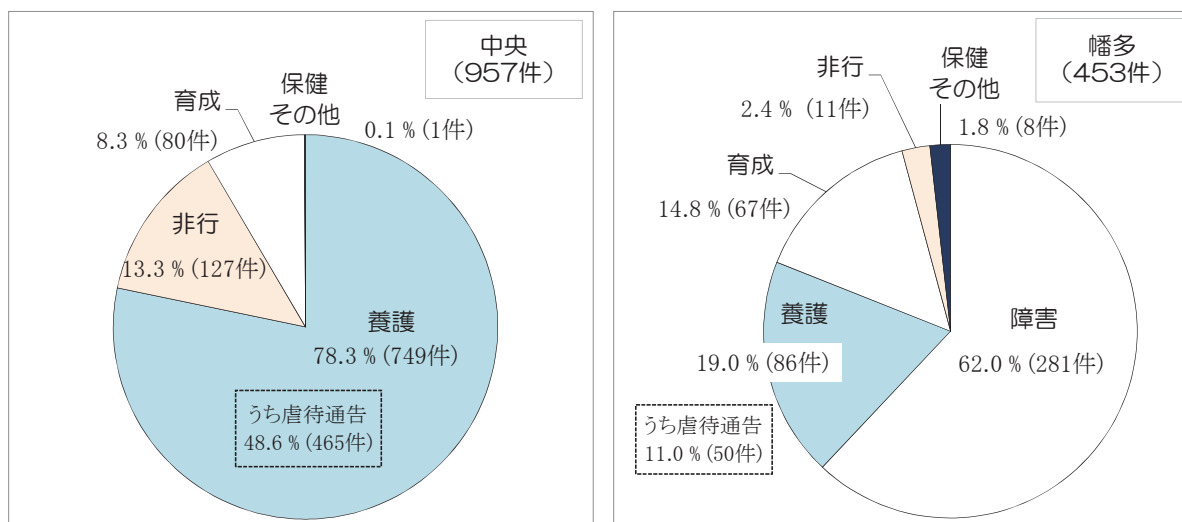


③ 児童相談所別、相談種類別受付状況

各所の受付件数対前年度比は、中央児童相談所が 111 件増の 957 件（養護相談、特に虐待通告が増加）、幡多児童相談所が 4 件増の 453 件（養護相談、育成相談が増加）、療育福祉センターが 67 件増の 1,617 件となっている。

相談種類別構成比では、中央児童相談所の 8 割近くを養護相談（749 件）が占め、そのうち虐待通告は 465 件（中央児童相談所全体の 48.6%、養護相談の 62.1%）となっている。

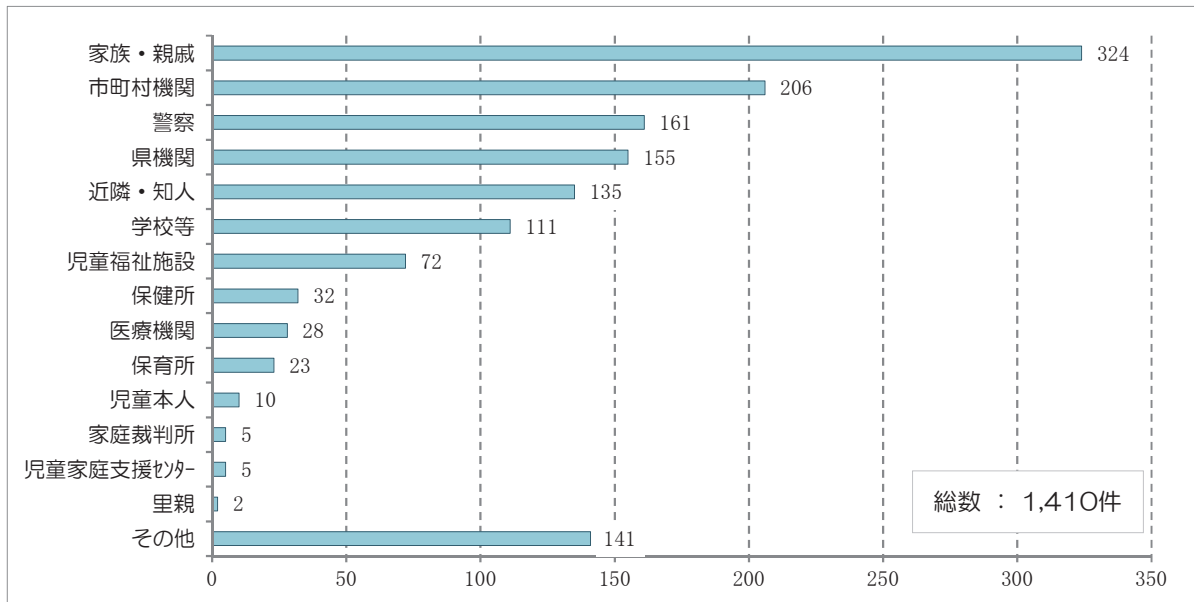
幡多児童相談所では、6 割強を障害相談が占めている。養護相談（86 件）は全体の 2 割弱、そのうち虐待通告は 50 件（幡多児童相談所全体の 11.0%、養護相談の 58.1%）となっている。



④ 相談経路別受付状況

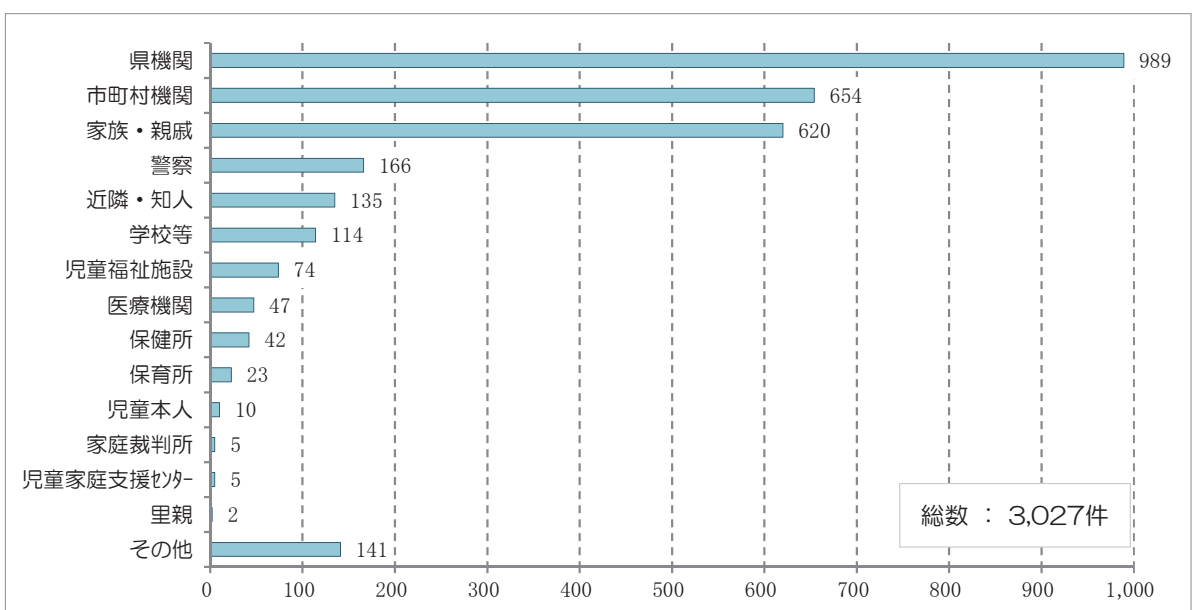
イ 中央児相・幡多児相の相談経路別受付状況

「家族・親戚」が 324 件（23.0%）と最も多く、次いで「市町村機関」、「警察」となっている。前年度と比較すると、「市町村機関」と「警察」が増加しており、関係機関との連携強化が図られた結果と思われる。



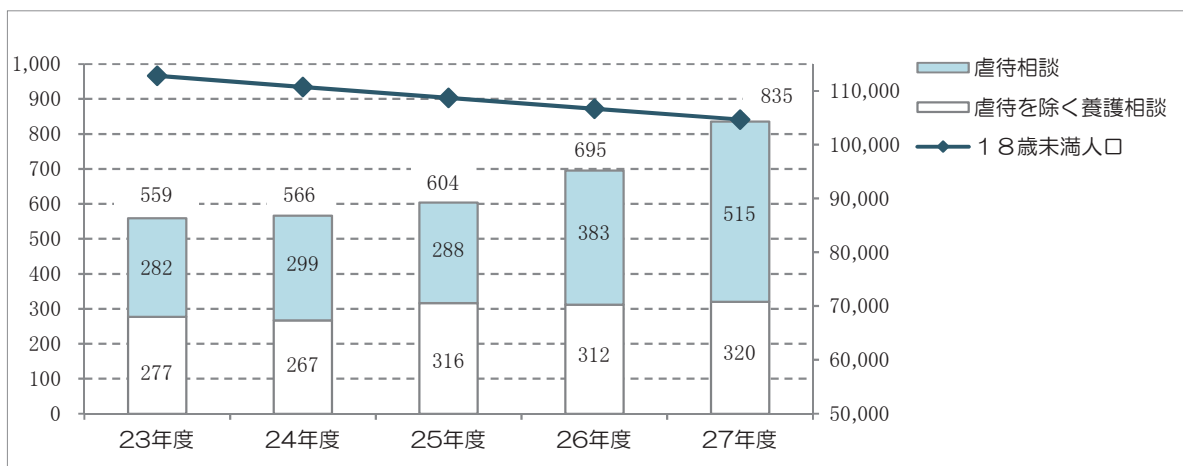
ロ 療育福祉センター（障害児部門）を含む相談経路別受付状況

総数 3,027 件のうち障害相談が 1,839 件と約 6 割を占めている。障害相談は「県機関」や「市町村機関」、「家族・親戚」を通じての相談が多いため、それらの割合が高くなっている。



(2) 養護相談

① 子ども人口と養護相談受付件数の推移（療育福祉センターを含む）



* 18歳未満人口は、住民基本台帳ネットワークシステム3月末人口。

イ 子ども人口の減少

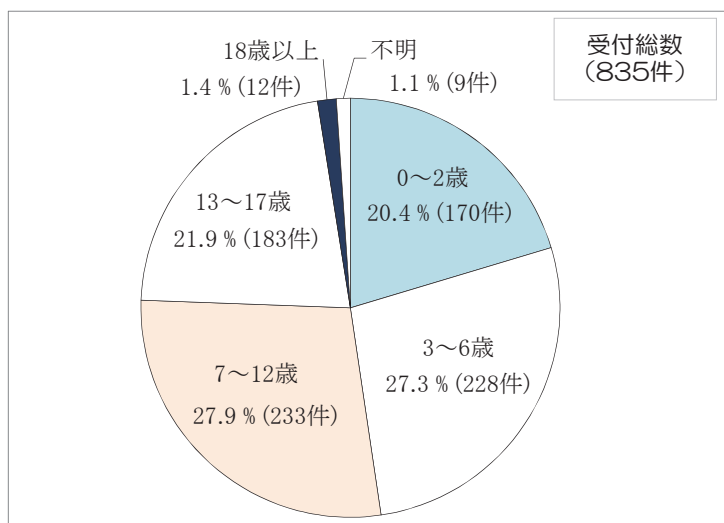
児童福祉法の対象である18歳未満の子ども人口は、平成23年度に112,815人であったが、平成27年度には104,673人となり、5年間で8,142人の減少となっている。

ロ 養護相談の増加

養護相談は、平成23年度以降、年々増加し、平成27年度は835件となっている。

また、養護相談に占める児童虐待通告の割合は、平成25年度は47.7%と5割を割っていたが、平成26年度は55.1%、平成27年度は61.7%と大きく増加している。

② 子どもの年齢別状況

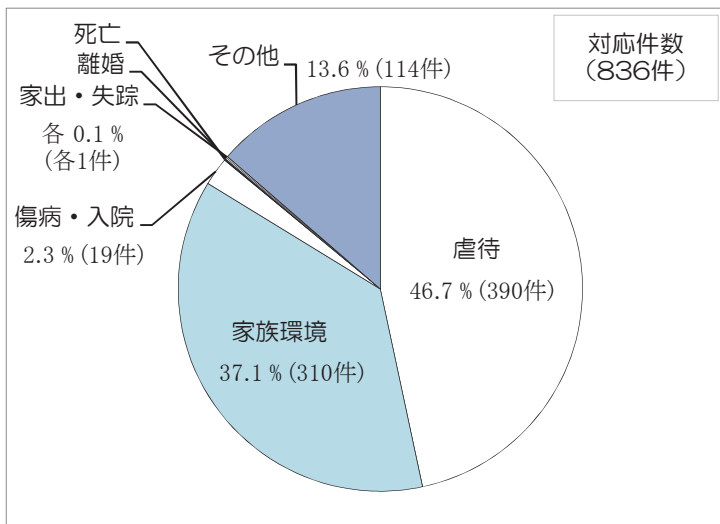


0歳～6歳までの未就学児童の占める割合が47.7%あり、小学生を含めると75.6%となっている。

例年、幼い子どもの占める割合が多いのは、保護者の経済状況や社会状況、生活環境等の変化による影響を受け易いことが窺える。また、地域社会の変化や核家族化による育児支援者不足も、育児環境に大きな影響を及ぼしていると思われる。

③ 相談発生要因の状況

厚生労働省の発表（概数）によると、平成 28 年 3 月の生活保護受給世帯数は 163 万 5,393 世帯で過去最多を更新した。受給者数は 216 万 4,154 人で、人口 100 人当たりの受給者数である保護率は 1.71% となっており、景気の悪化が養育環境に及ぼす影響は大きく、養護相談についても今後の推移を見守っていく必要がある。



発生要因としては、「虐待」が 390 件で前年度と比較すると 148 件と大きく増加し、全体の 5 割弱を占めている。

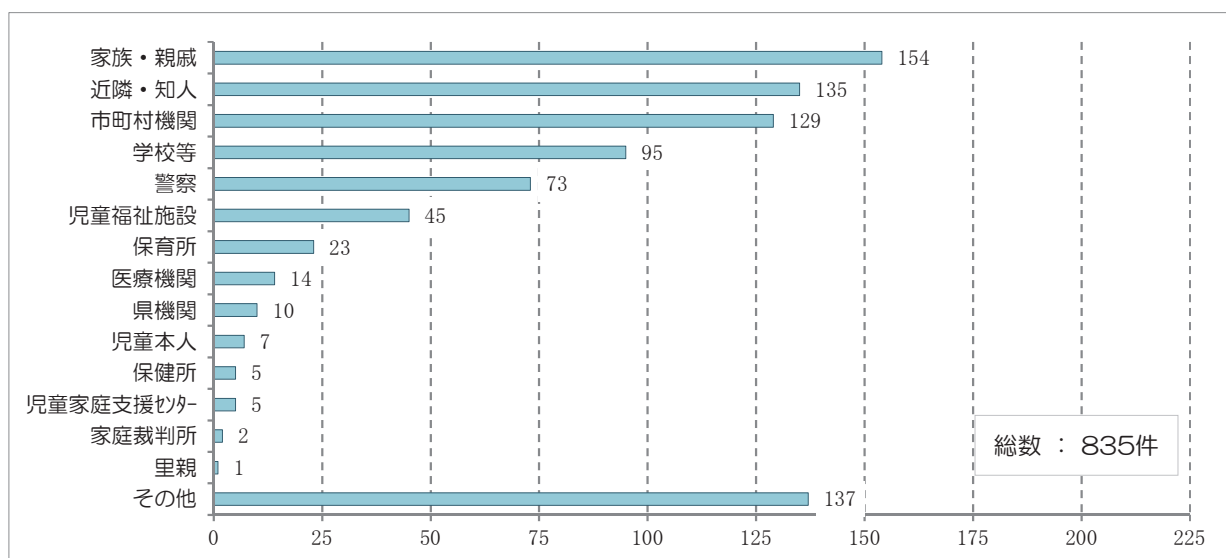
次いで「家族環境」（親子関係や保護者の精神疾患、経済的理由など）310 件（前年度比 49 件減）となっている。

「その他」は、措置変更や措置延長したもの、虐待通告を受けたが認定されなかったもの、また保護者が逮捕・収監されたものなどがある。

④ 相談経路別受付状況

「家族・親戚」からの相談が最も多く、全体の 18.4%（前年度比 14 件増）を占め、次いで「近隣・知人」、「市町村機関」、「学校等」、「警察」となっており、前年度と比較して「市町村機関」が 51 件、「警察」が 26 件増加している。

「その他」には、他県児童相談所や一般県民（「近隣・知人」以外）からの相談等が含まれる。



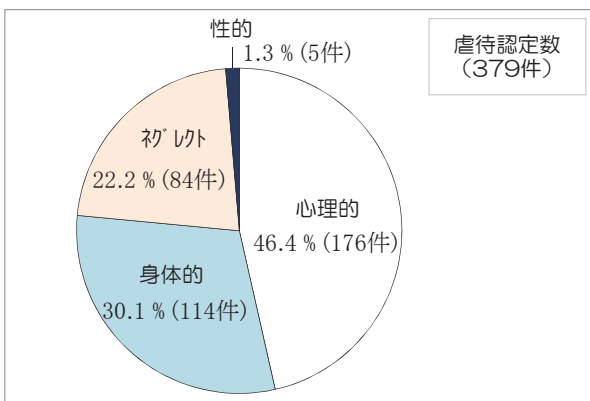
(3) 児童虐待相談

全国の児童相談所での児童虐待に関する平成 27 年度の相談対応件数は、初めて 10 万件を突破し、過去最多となった平成 26 年度よりさらに 14,329 件多い 103,260 件（速報値）となっており、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ、9 倍近く増加している。

高知県においては、児童虐待相談を受理した件数は 515 件（中央 465 件、幡多 50 件）で、前年度と比較すると 132 件増（134.5%）となっている。

また、相談を受理し調査・判定後児童虐待相談として認定した件数は、379 件（中央 349 件、幡多 30 件）で、対前年度比 144 件増（161.3%）となっており、いずれも統計を取り始めた平成 12 年度以降で最多となっている。

① 虐待の種類別構成比

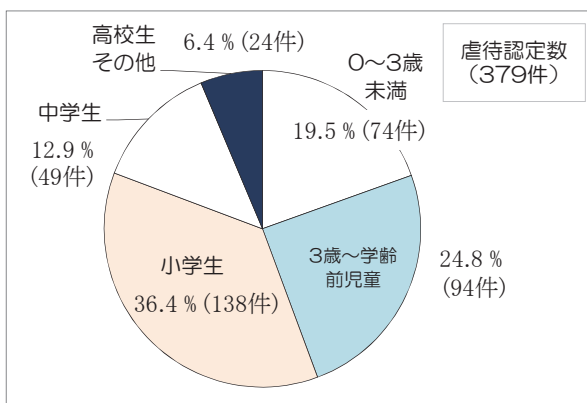


ここでは、主たる虐待行為で分類している。

「心理的虐待」が最も多く、前年度から 71 件・1.7ポイント増加している。

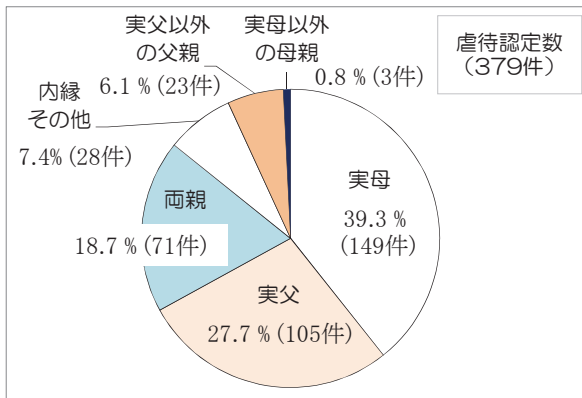
このうち、きょうだいケース（通告対象の子どもに虐待が認められたが、他のきょうだいには虐待が認められなかった場合、他のきょうだいについては心理的虐待として受理）は、100 件となっている。

② 被虐待児の年齢構成比



被虐待児の年齢別では、0 歳から小学生の割合が高く、0 歳から 6 歳までの未就学児童の占める割合が 44.3%（前年度 33.2%）、小学生を含めると 80.7%（前年度 70.6%）となっている。

③ 主たる虐待者の構成比

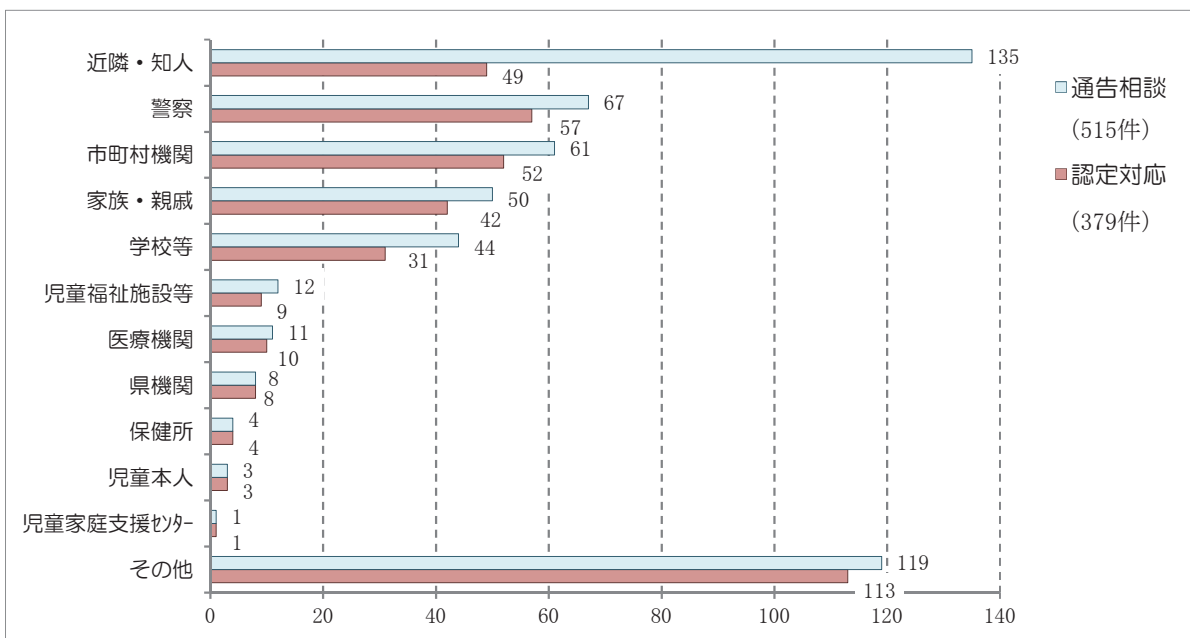


*両親は、養継父母を含む。

全国的にも「実母」が最も多く、高知県でも4割近い値となっている。これは、父親に比べ母親の方が子どもと過ごす時間が長いなど、育児負担が大きいことなどが考えられる。

次いで「実父」、「両親」となっている。

④ 相談経路別状況



イ 相談（通告）の経路別状況 【グラフ上段】

例年通り「近隣・知人」が最も多く135件・26.2%となっている。また、関係機関との連携が進み、「警察」（67件・13.0%）、「市町村機関」（61件・11.8%）からの通告が増加している。また、「家族・親戚」からの通告も増加しており、家庭内で発生する虐待において、「近隣・知人」及び「家族・親戚」からの通告は、未就学被虐待児の早期発見に重要な役割を果たしている。

「その他」には、きょうだいケースの虐待認定や他県児童相談所からの通告等がある。

ロ 虐待認定したケースの経路別状況 【グラフ下段】

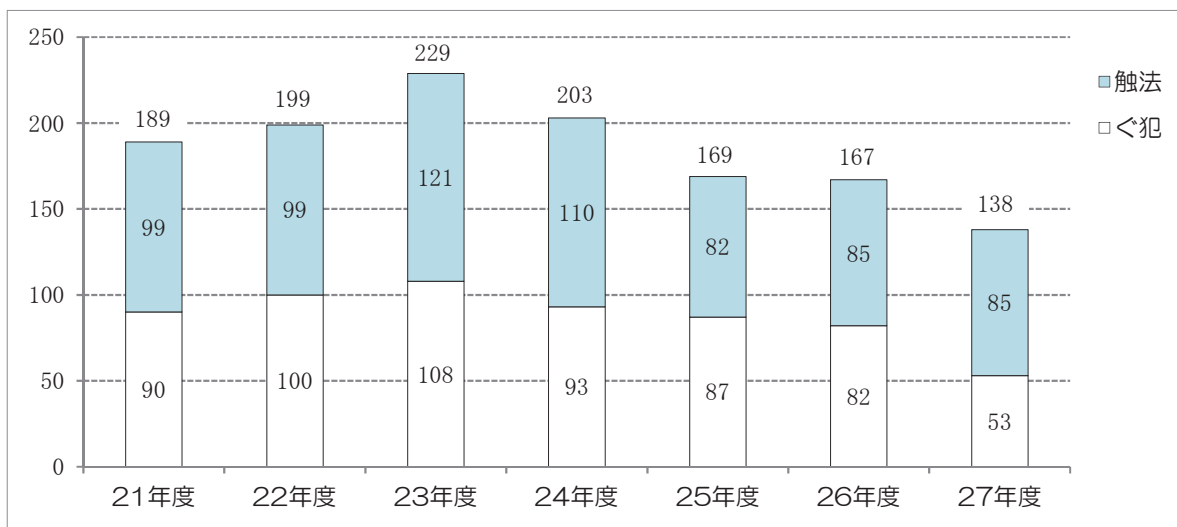
「警察」の虐待認定件数が最も多く57件・15.0%、次いで「市町村機関」の52件・13.7%となっている。「警察」「市町村機関」の虐待認定率が高くなっているのは、日頃から関係機関として関わりを持ち、子どもや家庭の状況を一定把握できるためだと思われる。

(4) 非行相談

① 相談件数の推移（ぐ犯行為等相談と触法行為等相談）

平成 27 年度の非行相談は対前年度比で 29 件減少、平成 23 年度以降年々減少しており、相談全体に占める割合は 4.6%となっている。

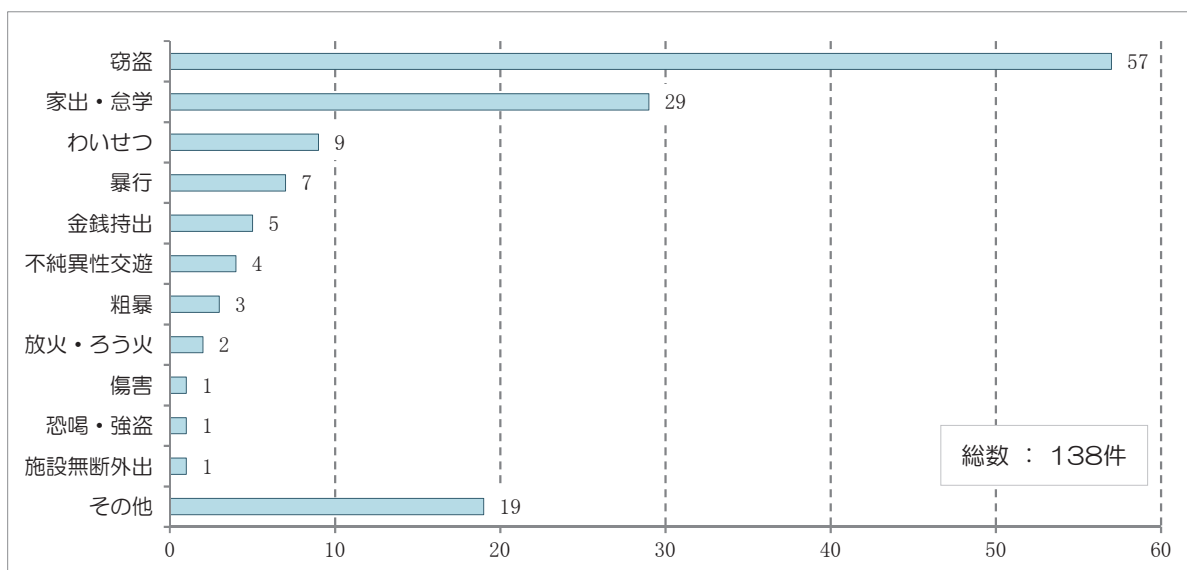
前年度と比較して、ぐ犯行為等相談が 29 件減の 53 件、触法行為等相談は前年度と同数の 85 件となっている。



② 主訴（行為）別件数

非行相談件数が減少している中、「窃盗」は対前年度比で 3 件増加し、全体の 4 割強を占めている。次いで「家出・怠学」(21.0%)、「わいせつ」(6.5%)と続いている。

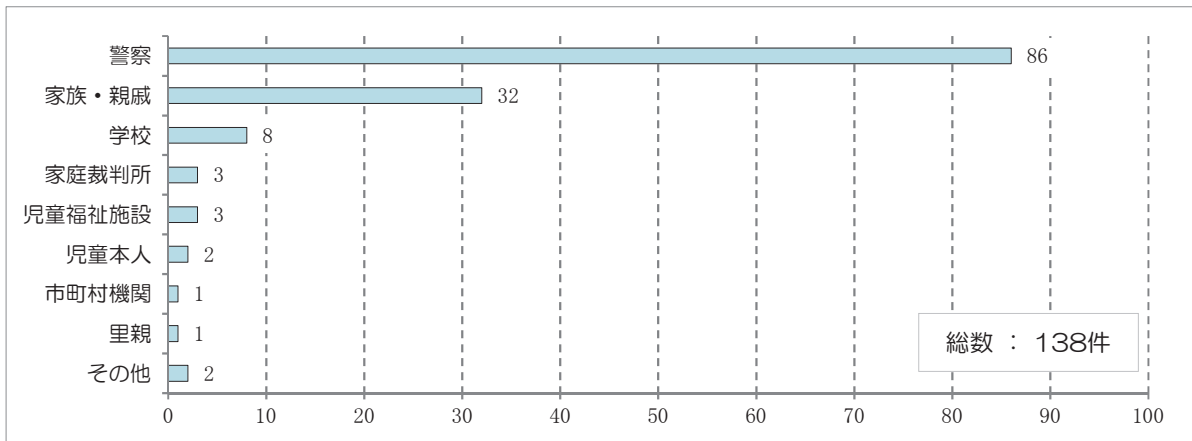
「その他」は「器物損壊」が 7 件、「不法侵入」が 6 件、「銃刀法違反」・「不法投棄」・「建造物侵入」などが各 1 件となっている。



③ 相談経路別受付状況

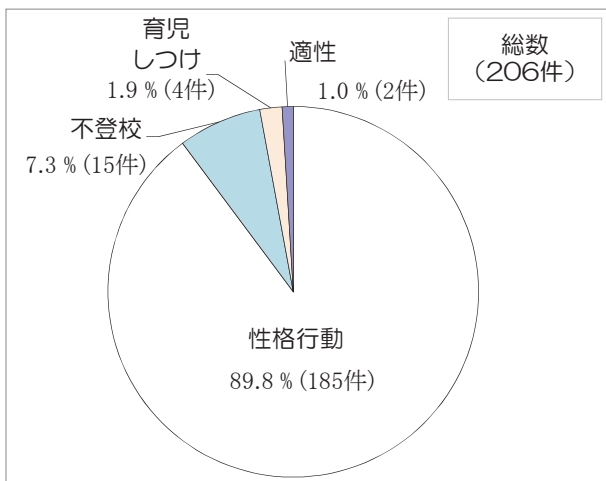
触法行為等相談とは、「触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告があったもの、及び犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったもの」である。そのため触法行為等相談の経路のほとんどが「警察」であり、例年最も多い経路となっている。

ぐ犯行為等相談で、最も多い経路は「家族・親戚」であり、次いで「警察」となっている。



(5) 育成相談

① 相談種類別受付状況



相談総数は、前年度と比較すると 8 件増加している。

「性格行動相談」は前年度と比較して、19 件増加し、全体の 9 割近くを占めている。相談内容には、対人関係、友人関係、家庭内暴力、落ち着きがない、言うことを聞かないなどがある。

児童相談所が受付ける「不登校相談」「適性相談」は減少している。

2 一時保護業務

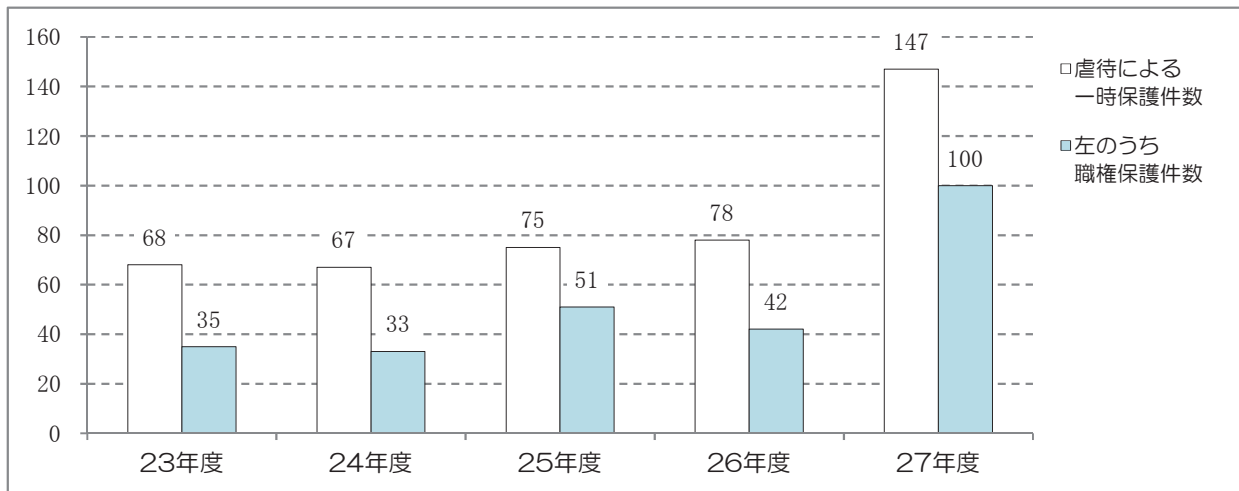
子どもの安全確保や適切かつ具体的な援助方針を決定するため、行動観察、生活指導等を目的に一時保護所での一時保護及び児童養護施設等への一時保護委託を行っている。

平成 27 年度は、139 人の子どもを延べ 156 回、4,682 日保護した。平均保護日数は、対前年度比で 6.2 日増の 30.0 日、一日平均在籍人員は 4.4 人増の 12.8 人となった。

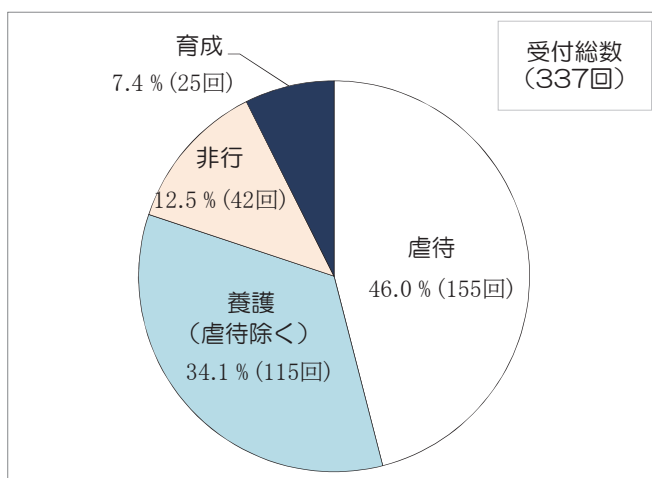
また、乳児院及び児童養護施設等に 129 人の子どもを延べ 181 回、3,729 日一時保護委託した。平均保護日数は、対前年度比で 2.1 日増の 20.6 日、一日平均在籍人員は 5.5 人増の 10.2 人となった。

① 虐待による一時保護と職権保護状況の推移

平成 27 年度に虐待による一時保護（一時保護委託を含む）を開始した件数は 147 件で、前年度と比較して 69 件（対前年度比 188.5%）増加している。そのうち、職権保護は 100 件で、前年度と比較して 58 件（対前年度比 238.1%）の増加となっている。



② 一時保護児童の相談種類別構成比

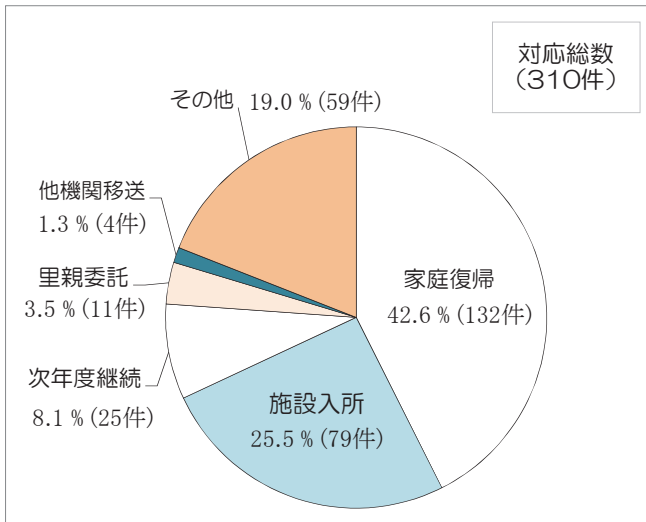


平成 27 年度の受付総数は 337 回（本年度受付 332 回＋前年度継続保護分 15 回）となった。

「虐待」は 137 人を延べ 155 回、5,291 日（平均 34.1 日）、「養護（虐待除く）」は 80 人を延べ 1,504 日（平均 13.1 日）、「非行」は 32 人を延べ 42 回、862 日（平均 20.5 日）、「育成」は 19 人を延べ 25 回、754 日（平均 30.2 日）それぞれ保護した。

※前年度継続保護分 15 件を含む。

② 一時保護後の援助状況



総数が増えた分、「家庭復帰」「施設入所」「里親委託」ともに件数は増加しているが、率で「施設入所」が9.1ポイント減少している。

児童虐待相談では、「家庭復帰」が71件、「施設入所」が43件、「里親委託」が1件となっている。

「次年度継続」は、年度末に一時保護（委託）中のもので、25件が次年度へ持ち越された。

*一時保護・一時保護委託を合わせた、退所後の最終処遇を計上。

（前年度継続保護分含む。一時保護から一時保護委託となったケース等は含まない）

3 児童支援ホーム

子どもの抱える問題が年々複雑化、多様化しているなか、被虐待児童や集団生活を送ることが困難な児童の自立支援や親子関係の調整等を目的とした施設「児童支援ホーム」を開設している。

既存の施設と家庭の谷間に置かれている子どものために設けられているもので、ホームの運営及び管理（学習指導は除く）は、自立支援者（通称「ふれあいサポーター」：一組の夫婦）に業務を委託している。

○児童支援ホームの開設：平成12年4月1日

○対象児童

- ・家庭での生活に何らかの支障があるものの、施設利用までには至らない状況で、家庭復帰を前提とするもの。
- ・一時保護所の集団生活に馴染みにくい特性を有する子ども。
- ・一時保護所での混合処遇の回避が必要な子ども。

○利用定員及び期間

- ・子どもの利用については、男女合わせて10名程度とする。
- ・親子の利用も可能。親子については一組とする。
- ・利用期間は、概ね3ヶ月以内とする。
但し、親子利用については、その都度協議決定する。

○利用実績

延べ人員	65名
延べ日数	1,742日
一人あたりの日数	26.8日

一時保護総数の増加に伴い、児童支援ホームでの保護も、対前年度比で延べ人員が18名、延べ日数が712日、一人あたりの日数が4.9日それぞれ増加している。

4 援助の内容等対応状況

中央・幡多児童相談所及び療育福祉センターで受付けた相談ケース（前年度より繰り越し分 15 件、本年度受付分 3,027 件）については、専門的な調査や診断、判定を行い、所内支援会議によって具体的な援助方針を決定した。

そのうち、1～3 回程度の助言指導を行ったものが対前年度比 64 件増の 2,154 件（71.1%、中央 243 件・幡多 367 件・療育 1,544 件）、カウンセリングや面接等を継続的に行ったものが対前年度比 56 件増の 562 件（18.6%、中央 480 件・幡多 54 件、療育 28 件）、他機関にあっせんしたものが対前年度比 10 件増の 54 件（1.8%、中央 42 件・幡多 11 件・療育 1 件）、児童福祉施設に措置したものが対前年度比 4 件減の 97 件（3.2%、中央 85 件・幡多 11 件、療育 1 件）、里親委託したものが前年度比で 7 件増の 20 件（0.7%、中央 16 件・幡多 4 件）であった。

5 里親業務

里親制度は、児童福祉法に基づき保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適当と認められる子どもの養育を里親に委託する制度である。その趣旨は、「家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図るものであること」とされている。

里親には以下の種類・区分がある。（高知県の実態は平成 28 年 4 月 1 日現在のもの）

○養育里親：保護者のいない子どもや、虐待などの理由により保護者が養育することが不適当と認められる子どもを養育する里親。（研修の受講が義務付けられている）
高知県：登録 40 組。うち 7 組が養子縁組里親にも登録、3 組がファミリーホーム開設。

専門里親：養育里親の中でも、虐待等により心身に有害な影響を受けた子どもや非行のある子ども、障害のある子ども等、特に専門的な援助を必要とする子どもへの養育を行う里親。（養育里親の経験を有する等の条件と専門里親研修の受講が必要）
高知県：登録 3 名。

○養子縁組里親：養子縁組を希望する里親。ただし、養子縁組の決定は家庭裁判所が行う。特別養子縁組を行う場合に考慮される一定の監護期間を、里親委託として養育することが適当とされている。
高知県：登録 12 組（縁組成立里親含む。）うち 7 組が養育里親にも登録。

○親族里親：両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明又は拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより養育できなくなった子どもを、扶養義務者及びその配偶者である親族を里親として委託するもの。
高知県：登録 14 組。

また、里親制度と同じく家庭的養護を担う受け皿として、次の事業がある。

○小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

従来の里親ファミリーホームを参考に創設された事業。平成 21 年度より法定化された。1 人以上の専任養育者がその住居に本拠を置き、2 人以上の養育者又は補助者を置いて、子ども 5～6 人の小規模なグループで養育を行う、里親と施設の間隔的な位置づけとなる制度。養育者の要件として、養育里親としての経験や児童福祉事業に従事したことのある者などがあげられる。

高知県：3ヶ所開設。

① 里親の申請・認定に関する業務

里親制度に関する相談・申請に対応する。里親申請を受理後、担当職員が家庭訪問等を行い里親としての適性や家庭環境等を調査する。また、養育里親希望の場合は（高知県では養子縁組里親希望の場合も）、養育里親基礎研修と認定前研修を行う。研修修了後は、児童福祉審議会で意見を聴いたうえで、県知事が里親認定を行い里親登録を行う。

平成 27 年度は、新たに養育里親 8 組、養子縁組里親 1 組、親族里親 3 組が登録。

	実 施 日
基礎研修（講義／グループ討議／施設実習）	① H27.5.23（土）、② H26.10.31（土）
認定前研修（講義／グループ討議） （施設実習）	① H27.6.13（土）・H27.6.20（土） ② H27.11.28（土）・H27.12.5（土） ① H27.6.27（土）・H27.6.28（日） ① H27.7.4（土）・H27.7.5（日） ① H27.8.2（日）・H27.8.3（月） ② H27.12.12（土）・H27.12.13（日）
更新研修（講義／グループ討議） （施設実習）	① H27.11.7（土） ① H27.10.24（土）

② 里親委託措置等に関する業務

子どもの様子や養育状態を考慮し、里親委託が適切と判断された子どもを委託措置している。委託にあたっては、子どもと里親の選定（マッチング）を行う。

平成 27 年度中に新たに里親委託となった子どもは、養育里親で 7 名、親族里親で 3 名、ファミリーホームで 10 名となっている。

平成 28 年 4 月 1 日現在、29 組の里親に 41 名の子どもを、3ヶ所のファミリーホームに 13 名の子どもをそれぞれ委託しており、合計 54 名の子どもが家庭的養護を受けている。

③ 「里親制度」説明会・相談会の開催

里親制度についての正しい理解を深め広げるため、平成 26 年度から開催しているもので、平成 27 年度は県内 8ヶ所の会場で「里親制度」説明会・相談会を開催し、里親制度の説明、DVD の視聴、個別相談の受け付けなどを行った。

開催場所		実施日	参加人数
田野町	田野町保健センター	H27. 8. 6 (木)	2名
本山町	本山町保健福祉センター	H27. 8.19 (水)	5名
佐川町	佐川町桜座	H27. 9. 9 (水)	8名
津野町	津野町総合保健福祉センター「里楽」	H27. 9.25 (金)	1名
高知市	高知市東部健康福祉センター	H27.10. 3 (土)	7名
	高知県教育センター分館	H27.10.15(木)	4名
四万十市	四万十市中央公民館	H27.10.17 (土)	7名
四万十町	四万十町役場東庁舎	H27.10.23 (金)	2名

④ 高知県里親連合会事務局業務

里親制度の普及・啓発をはじめ、里親相互の交流・連携を図り、養育技術の向上や運営活性化のための支援を行った。

※里親連合会の主な研修会及び行事等

研修会及び行事	実施日	参加者
高知県里親連合会総会 (於：高知県中央児童相談所)	H27.5.30 (土)	里親 (19名)、 事務局・関係機関 (12名)
交流キャンプ (於：黒潮町 幡多青少年の家)	H27.8.27 (木) ～H27.8.28 (金)	里親 (12名)、子ども (14名) 事務局・関係機関 (4名)
四国地区里親研修会 (於：高松市 かがわ総合リハビリテーション福祉センター)	H27.9.6 (日)	里親 (10名)、子ども (2名) 事務局・関係機関 (5名)
第60回全国里親大会 (於：鹿児島県霧島市 霧島ロイヤルホテル)	H26.10.24 (土) ～H26.10.25 (日)	事務局・関係機関 (2名)
交流事業 (於：野市町 創造広場アクトランド)	H28.3.20 (日)	里親 (22名)、子ども (22名) 事務局・関係機関他 (7名)
里親サロン (於：高知県中央児童相談所) 里親サロン忘年会 (於：ファミリーホームおふし)	毎月第二火曜日 H26.12.6 (日)	自由参加 里親 (14名)、子ども (10名) 事務局・関係機関等 (6名)
里親勉強会 *第1回 特別講演「子どもとの愛着関係を 結ぶために」 講師：ヘネシー澄子氏	① H27.7.5 (日) ② H27.11.13 (金) ③ H28.2.14 (土)	延べ 81名参加

6 市町村児童家庭相談体制の整備支援業務

平成 20 年度末までに、県内全市町村において、子どもを地域で見守り、支援し、虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るために、要保護児童対策地域協議会を設置している。

児童相談所は、個別ケース検討会議や実務者会議に出席し、協議会の効果的な運営を図るための支援を行った。

○平成 27 年度要保護児童対策地域協議会 会議開催実績

	代表者会議		実務者会議		個別ケース検討会議	
	開催回数	うち児相参加	開催回数	うち児相参加	開催回数	うち児相参加
中央児相	32 回	32 回	107 回	94 回	584 回	94 回
幡多児相	7 回	7 回	20 回	20 回	43 回	43 回

※中央児相の個別ケース検討会議の開催回数のうち、児相へ参加要請のあったものは 104 件。

7 療育手帳判定及び特別児童扶養手当の認定等

知的障害児が各種の福祉サービスを受けやすくするための療育手帳交付に必要な判定、及び特別児童扶養手当にかかる認定等を行った。

	療育手帳判定		特別児童扶養 手当認定	証明書等 交 付	計
	新規	確認			
幡多児相	23	22	144	101	290
療育福祉センター	148	172	861	137	1,318

8 言語発達相談会

言語聴覚士を招へいし、言語発達障害児への個別相談会を実施した。

	実施回数	相談件数
幡 多	6 回	39 件
療 育	37 回	155 件

9 電話相談業務

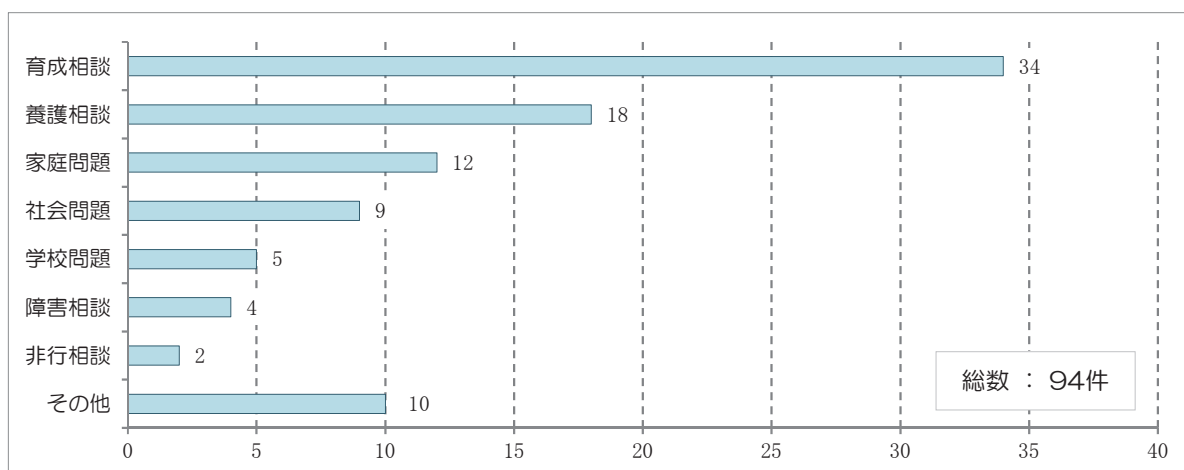
平成 18 年度から、電話相談業務を社会福祉法人に委託し、年末年始を除く午前 9 時から午後 6 時まで、県民からの様々な相談に対応した。

受理件数は 94 件で、前年度比で 38 件減少している。

相談内容は育成問題が 34 件と最も多いが、前年度と比較すると 16 件減少している。次いで養護相談が 18 件で 4 件の増加、家庭問題相談が 12 件で 17 件の減少となっている。

相談者は例年どおり母が最も多く 52 件で、全体の 55.3%を占めている。次いで祖父母が 12 件、本人が 8 件となっている。

相談の対象者は、小学生が 40 件（42.6%）と最も多く、前年度と比較すると 6 件増加している。次いで乳幼児が 25 件（26.6%）で 2 件の減少、中学生が 17 件（18.1%）で 14 件の減少、高校生以上が 7 件（7.4%）で 21 件減少している。



10 各種事業

《 中央児童相談所 》

(1) 児童福祉施設等との連携

① 措置児童のサポートケア

児童福祉施設への入所後及び里親委託後の状況把握や進路確認及び施設等が作成する自立支援計画を共有するため、施設や里親家庭、ファミリーホームを訪問し子どもや職員と面談した。

	実施期間	実施先	対象児童数
第1回	5月	施設	296名
第2回	6月～7月	施設	278名
第3回	9月～12月	里親家庭・ファミリーホーム	33名
	12月～1月	施設	130名

② 児童養護施設等との連携強化事業

援助困難事例や将来困難が予想される事例について、自立に向けての子どもに必要なインケアのあり方を検討するケース学習会を実施。四天王寺大学人文社会学部教授 茂木洋 氏を招へいし、ケースに対してのスーパーバイズを受けた。

実施施設	実施日	参加人数(合計)
高知聖園天使園	H27.9.11	28名
博愛園	H27.9.11	24名
愛仁園	H28.2.4	32名
南海少年寮	H28.2.5	22名
子供の家	H28.3.3	29名
愛童園	H28.3.4	18名

(2) 職員の専門能力の向上

子どもを取り巻く環境は大きく変化し、養護相談及び児童虐待相談件数は増加傾向が続いている。児童家庭問題は社会問題であり、その対応については職員の資質向上や専門性が強く求められている。

児童相談所職員の専門性向上のため、所内研修を実施したほか、県外児童相談所長 OB を機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

助言指導・研修等	内 容	参加者数	対象者等
新任職員研修	<座学> 児童家庭相談の現状、各専門職の仕事内容、 ロールプレイ等 <他機関見学> 希望が丘学園、療育福祉センター、 女性相談支援センター <施設体験研修> 県内児童養護施設	延べ 84名	新しく児童相談 に携わることと なった県職員
機能強化アドバイザー による処遇困難事例へ の助言・指導等	<助言・指導> 延べ15回 <講話> ・児童相談所における危機管理 ・児童の権利擁護について ・人間理解の基礎知識 ・対人援助活動の基礎知識 ・アセスメントの策定 ・児童虐待における臨牀的理解とその対応	延べ 104名	中央児相全職員 (経験年数により 対象講話は異 なる)
外部講師による助言 指導・研修	事例検討会(全2回) (花園大学社会福祉学部教授)	延べ 83名	中央児相全職員
	性加害被害ケース支援のポイント (大阪大学大学院人間科学研究科准教授)		
	OJTの進め方 (一般社団法人日本経営協会)		
	児相の心理職員学習会 (四天王寺大学人文社会学部教授にスーパー バイズを依頼)	延べ 18名	児童心理司
所内各課企画研修	・ケースのアセスメント・ケース記録の書き方 /地域相談課 ・児童の身体を守るために/児童虐待対応課 ・里親制度について/地域相談課 ・発達障害児への対応について/地域相談課 等	延べ 49名	中央児相全職員 (経験年数等に より対象講話 は異なる)

(3) 児童相談所の法的対応力の強化

弁護士の関与により法的見地から専門的な助言を受けること及び児童福祉法第 28 条等の審判申し立てに関する法律手続きについて、的確な対応ができる体制を構築した。

○法律相談（18 件） ○第 28 条審判申立（6 件） ○第 33 条の 7 審判申立（1 件）

(4) 関係機関職員を対象とした研修会の開催

主に市町村の児童家庭相談担当職員に対して、必要な実務に関する知識及び技術を習得することを目的とした研修会を実施した。

研 修 会 名	実施年月日等	参加者数	対象者等
「平成 27 年度市町村児童家庭相談担当新任職員研修（前期）」	H27.5.29 H27.6.12	40 名	市町村児童家庭相談担当 新任職員
「平成 27 年度市町村児童家庭相談担当新任職員研修（後期）」	H27.10.9 H28.2.5	21 名	市町村児童家庭相談担当 新任職員
「平成 27 年度市町村児童家庭相談担当部署実務責任者会（ブロック別）」	H27.6.24 H27.6.29	107 名	市町村児童家庭相談担当 部署実務責任者
「平成 27 年度市町村要保護児童対策地域協議会調整機関実務責任者会（ブロック別）」	H27.11.26 H27.12.2	69 名	要保護児童対策地域協議 会調整機関実務責任者
「市町村職員児童相談所実務研修」	各 2 週間	高知市(3 名)、土佐市(1 名)、いの町(1 名)	

○平成 27 年度「児童問題関係職員研修会」の内容

演 題 及 び 講 師	実施年月日	参加者数	対象者
演題「子ども虐待の現状と背景、そして必要な支援」 ～あらたな「おせっかい」型社会を目指して～ 講師：川松 亮 氏（子どもの虹情報研修センター研究部長） 演題「現代の子どもを取り巻く貧困の問題」 ～貧困による虐待被害や発達等の子どもへの 影響について～ 講師：山野 良一 氏（千葉明德短期大学教授）	H27.8.20	約 350 名	市 町 村 保 健 福 祉 教 育 医 療 機 関 な ど 関 係 職 員
演題「児童相談所から見た児童虐待対応への取組みと課題」 ～弁護士の視点からの行政、司法の取組みと課題～ 講師：久保 健二 氏（福岡市こども総合相談センター こども緊急支援担当課長、弁護士） 演題「市町村と児童相談所の連携」 ～架空事例の「検証」から～ 講師：志村 浩二 氏（浜松学院大学短期大学部准教授）	H27.8.21		

(5) 関係機関連携

関係機関との連携を強化するため、各機関との協議会を実施した。

会 議 名	実施年月日	参加者数	対象者等
「平成 27 年度第 1 回高知県里親連合会総会」	H27.5.30	31 名	高知県里親連合会会員 関係機関職員
「平成 27 年度警察・児童相談所連絡協議会」	H27.9.7	65 名	警察職員、児相職員

(6) 講演及び教育活動

① 講演活動

関係機関及び団体等からの依頼を受け、虐待対応や子育て援助について講演を実施した。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
保育所関係	保育所・幼稚園関係職員	4 回	158 名
学校関係	教師・保護者・その他	8 回	235 名
一般・その他 関係機関	一般関係者	21 回	905 名
合 計		33 回	1,298 名

② 実習生の受け入れ

福祉系の大学・専門学校からの依頼を受け、実習生を受け入れ実習教育を行った。

依 頼 元	実習生数	担当職員	実施期間
高知県立大学社会福祉学部	2 名	全職員対応	8 日間
	1 名		24 日間

③ 見学研修の受け入れ

関係機関や団体、学校等からの依頼を受け、施設見学及び講義を行った。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
学校関係	教師・学生・その他	3 回	65 名

《 幡多児童相談所 》

(1) 児童福祉施設等措置児童のサポートケア

施設入所後の児童や家庭の状況把握、進路や自立支援に向けての協議及び施設との連携と認識の共有を図るため、児童福祉施設や里親家庭、ファミリーホームを訪問し、子どもや職員と面談した。

	実施期間	実施先	対象児童数
第1回	5・6月	施設	42名
		里親家庭	2名
第2回	6月	施設	42名
		里親家庭	2名
第3回	12・1・2月	施設	31名

(2) 職員の専門能力の向上

児童相談所職員の専門性向上のため県外児童相談所長 OB を、児童心理司の SV のため大学教授をそれぞれ機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

助言指導・研修等	内 容	参加者数	対象者等
機能強化アドバイザーによる処遇困難事例への助言・指導等	<助言・指導> 延べ7回 <講話> ・児童虐待の臨牀的理解と対応について (前・後編)	延べ 40名	幡多児相職員

(3) 関係機関職員を対象とした研修会の開催

市町村の児童家庭相談担当部署職員及び関係機関職員を対象に研修会を実施し、その資質向上を図った。

研修会名・テーマ	年月日	対 象 者	参加者数
「平成27年度市町村児童家庭相談担当新任等職員研修会」	H27.5.22	市町村児童家庭相談担当部署の 新任職員等	6名
幡多地区児童問題関係職員研修会 「要保護児童対策地域協議会における 福祉と保健、教育の効果的な連携」	H27.12.4	児童問題に関係する機関の職員	67名
「市町村要保護児童対策地域協議会調整機 関連絡会」	H27.11.11	市町村要保護児童対策地域協議会 調整機関職員・母子保健に関わる 保健師	14名
「平成27年度市町村児童家庭相談担当職員 研修会」(後期)	H28.2.23	市町村児童家庭相談担当部署職員 ・保健部署担当職員	15名

(4) 関係機関連携

関係機関との相互理解と連携を図るため、連絡協議会等を実施した。

- 警察署との連絡協議会 実施日：H27.9.7
- 児童養護施設「若草園」との合同学習会 実施日：H27.12.21～H27.12.22

(5) 講演活動

関係機関及び団体等からの依頼を受けて、児童虐待や子育て等について、講演を行った。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
学校・要保護児童対策 地域協議会・その他関係 機関	教職員・要保護児童対策地域協議 会構成員 等	12回	410名

(6) 1歳6ヶ月児、3歳児精密健康診査への協力

須崎福祉保健所主催のフォローアップ健診について、依頼を受けて協力した。

	実施個所	実施回数	相談件数
幡多児相	1カ所	1回	2件

(7) 巡回相談

管内における児童の健全育成と福祉増進の支援のため、児童福祉司と児童心理司が要請があった自治体に出向き、相談支援や心理検査等を実施した。

	実施個所	実施回数	相談件数
幡多児相	4カ所	11回	22件



統計資料



参 考	児童相談所管内面積及び人口	32
	高知県の状況について	33
第1表	相談種類別受付状況	34
第2表	年齢別・相談種類別受付状況	36
第3表	経路別受付状況	38
第4表	市町村別相談対応状況	39
第5表	相談種類別経路	40
第6表	養護相談発生要因別状況	41
第7表	児童虐待相談対応状況	42
第8表	く犯・触法行為等相談の主訴別状況	44
第9表	調査・診断及び心理療法・カウンセリング	45
第10表	一時保護の状況	46
第11表	相談種類別・学年別状況	47
第12表	相談種類別対応状況	49
第13表	里親・ファミリーホーム及び児童委託状況	50
第14表	電話相談状況	51

◆ 児童相談所管内面積及び人口

児相	福祉保健所	市町村名	面積 (単位: km ²)	人口 (単位: 人)	18歳未満人口
中央児童相談所	安芸	高知市	308.99	333,188	52,290
		室戸市	248.18	14,349	1,302
		安芸市	317.20	18,107	2,262
		東洋町	74.06	2,678	214
		奈半利町	28.36	3,369	394
		田野町	6.53	2,794	321
		安田町	52.36	2,803	267
		北川村	196.73	1,368	165
		馬路村	165.48	925	116
		芸西村	39.60	3,842	549
	小計	1,128.50	50,235	5,590	
	中央東	香南市	126.48	33,736	5,327
		香美市	537.86	26,483	3,329
		南国市	125.30	47,746	7,642
		本山町	134.22	3,541	383
		大豊町	315.06	4,115	251
		土佐町	212.13	4,044	472
		大川村	95.27	405	43
	小計	1,546.32	120,070	17,447	
	中央西	土佐市	91.49	27,671	3,902
		仁淀川町	333.00	5,868	512
		いの町	470.97	23,929	2,920
		佐川町	100.80	13,355	1,840
		越知町	111.95	5,958	641
		日高村	44.85	5,196	620
	小計	1,153.06	81,977	10,435	
	須崎	須崎市	135.44	22,496	3,113
中土佐町		193.28	7,286	790	
津野町		197.85	6,098	784	
梶原町		236.45	3,646	453	
小計		763.02	39,526	5,140	
8市14町5村 合計			4,899.89	624,996	90,902
幡多児童相談所	須崎	四万十町	642.30	17,951	2,187
	幡多	四万十市	632.29	34,579	5,080
		宿毛市	286.19	21,382	2,946
		土佐清水市	266.34	14,509	1,480
		黒潮町	188.58	11,672	1,317
		大月町	102.94	5,453	583
		三原村	85.37	1,649	178
	小計	1,561.71	89,244	11,584	
3市3町1村 合計			2,204.01	107,195	13,771
高知県計			7,103.91	732,191	104,673

*人口は住民基本台帳ネット方式（H28.3.31現在）、面積は国土地理院（H26.10.1現在）による。

◆ 高知県の状況について

子どもの問題は、児童虐待にみられるように、その親や家族の抱える問題でもありません。様々な個別的要因の存在は勿論ですが、ここでは全国の状況を踏まえながら、高知県の特徴などについていくつか挙げてみたいと思います。

○ 高知県の生活保護受給率の推移（単位：千分率）

年度	S60	H1	H5	H10	H11	H12
県計	25.7	20.8	16.0	15.1	15.3	15.7
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
県計	16.6	17.7	19.0	19.9	20.4	21.0
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
県計	21.4	22.2	23.7	25.7	27.1	28.4
年度	H25	H26	H27			
県計	28.4	28.2	28.0			

※生活保護受給率 = 生活保護受給者数（速報値）÷ 住民基本台帳（H28.3.31現在）

高知県の生活保護受給者数は、平成28年3月末現在で19,988人（速報値）となっており、前年同月と比べて836人減少している。

また、全国では、平成28年3月の生活保護受給者数は216万4,154人、受給世帯数は163万5,393世帯（ともに速報値）となっている。【H27 厚生労働統計一覽】

○ 家族の状況

※全世帯に占めるひとり親世帯の比率（母子・父子家庭率）は、全国が1.63%、高知県は2.28%（全国3位）となっている。【H22 国勢調査】

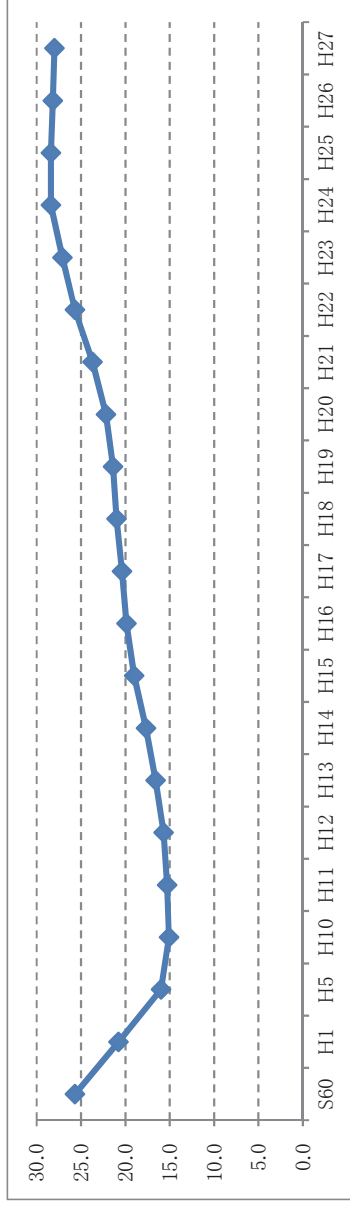
※離婚率（人口千対）は、高知県は1.86%、全国7位となっている。【総務省 H26 人口動態調査】

※6歳未満の子どものいる世帯に占める核家族の割合は、全国が83.7%、高知県が84.7%。【H22 国勢調査】

※6歳未満の子どものいる世帯に占める共働き世帯の割合は、全国が40.4%、高知県は55.5%（全国9位）。【H22 国勢調査】

○ 経済状況

※一人当たりの県民所得は2,447千円で、一人当たりの国民所得3,065千円の79.8%となっている。【内閣府 H25 県民経済計算】



第1表 相談種類別受付状況（中央児童相談所受付分）

（平成20年度～27年度）

相談種類別		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
中央児童相談所	養護相談	661	592	587	516	501	540	622	749	
	うち虐待通告件数	273	256	287	265	272	262	347	465	
	保健相談									
	障害相談	肢体不自由								
		視聴覚障害								
		言語発達障害等			1					
		重症心身障害								
		知的障害		2	3					
		発達障害（自閉症等）	4	4						
		小計	4	6	4	0	0	0	0	0
	非行相談	ぐ犯行為等	89	86	95	95	82	76	72	46
		触法行為等	77	94	94	118	106	77	80	81
		小計	166	180	189	213	188	153	152	127
	育成相談	性格行動	95	105	111	89	66	70	59	74
		不登校	45	25	22	12	9	8	10	4
		適性	1	2	1	1				
		育児・しつけ	5						1	2
		小計	146	132	134	102	75	78	70	80
	その他	26	4	7	3	5		2	1	
計	1,003	914	921	834	769	771	846	957		
療育福祉センター（中央児童相談所障害児部門）	養護相談	1				4	1			
	うち虐待通告件数									
	保健相談			4	2					
	障害相談	肢体不自由	16	32	6	9	1		2	2
		視聴覚障害	10	4	17	8				
		言語発達障害等	151	142	163	162	128	94	211	137
		重症心身障害	19	24	29	41	3	11	36	30
		知的障害	832	910	731	821	783	862	894	1,020
		発達障害（自閉症等）	1	3	148	248	264	315	328	369
		小計	1,029	1,115	1,094	1,289	1,179	1,282	1,471	1,558
	非行相談	ぐ犯行為等								
		触法行為等								
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成相談	性格行動	76	50	82	108	135	127	67	56
		不登校								
		適性	15	17	32	11	17	26	9	1
		育児・しつけ	2		2	2	3	2	3	2
		小計	93	67	116	121	155	155	79	59
	その他									
計	1,123	1,182	1,214	1,412	1,338	1,438	1,550	1,617		

*H26年度より自閉症等相談が発達障害相談へ変更される。

第1表 相談種類別受付状況（幡多児童相談所受付分／合計）

（平成20年度～27年度）

相談種類別		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
幡多児童相談所	養護相談	71	37	51	43	61	63	73	86	
	うち虐待通告件数	29	14	25	17	27	26	36	50	
	保健相談	3			1	1	9	6	8	
	障害相談	肢体不自由	1		1					
		視聴覚障害	5	3	4	2	1	2		
		言語発達障害等	34	19	45	55	50	41	28	40
		重症心身障害	45	112	71	65	1	4	2	1
		知的障害	165	194	206	180	145	163	188	164
		発達障害（自閉症等）	3		20	52	75	71	82	76
	小計	253	328	347	354	272	281	300	281	
非行相談	＜犯行為等	10	4	5	13	11	11	10	7	
	触法行為等	5	5	5	3	4	5	5	4	
	小計	15	9	10	16	15	16	15	11	
育成相談	性格行動	28	16	43	45	55	53	40	55	
	不登校	2	1	2	9	4	8	6	11	
	適性	7	4	8	8	5	5	3	1	
	育児・しつけ	2				1				
	小計	39	21	53	62	65	66	49	67	
その他	8	6	4	3	3	3	6			
計	389	401	465	479	417	438	449	453		
計	養護相談	733	629	638	559	566	604	695	835	
	うち虐待通告件数	302	270	312	282	299	288	383	515	
	保健相談	3	0	4	3	1	9	6	8	
	障害相談	肢体不自由	17	32	7	9	1	0	2	2
		視聴覚障害	15	7	21	10	1	2	0	0
		言語発達障害等	185	161	209	217	178	135	239	177
		重症心身障害	64	136	100	106	4	15	38	31
		知的障害	997	1,106	940	1,001	928	1,025	1,082	1,184
		発達障害（自閉症等）	8	7	168	300	339	386	410	445
	小計	1,286	1,449	1,445	1,643	1,451	1,563	1,771	1,839	
	非行相談	＜犯行為等	99	90	100	108	93	87	82	53
		触法行為等	82	99	99	121	110	82	85	85
		小計	181	189	199	229	203	169	167	138
	育成相談	性格行動	199	171	236	242	256	250	166	185
		不登校	47	26	24	21	13	16	16	15
		適性	23	23	41	20	22	31	12	2
		育児・しつけ	9	0	2	2	4	2	4	4
		小計	278	220	303	285	295	299	198	206
	その他	34	10	11	6	8	3	8	1	
計	2,515	2,497	2,600	2,725	2,524	2,647	2,845	3,027		

*H26年度より自閉症等相談が発達障害相談へ変更される。

第2表 年齢別・相談種類別受付状況（中央児童相談所受付分）

（平成27年度 福祉行政報告例）

年齢別	養護相談		健康相談		障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談		計	
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	中央	療育	中央	療育	
0歳	30	31				2	1								61	3			64	
1歳	23	26			4	2	3				1				49	10			59	
2歳	17	32			14	1	23	2			2				49	42			91	
3歳	34	28			19	3	40	18			1			1	64	81			145	
4歳	25	23			20	3	40	13			5				48	81			129	
5歳	21	29			12		73	26			10			1	51	121			172	
6歳	31	18			19	3	73	33	1		2				52	137			189	
7歳	25	11	1		7		57	46			3				39	116			155	
8歳	16	12			4		34	38	1		7				36	84			120	
9歳	20	16			10	1	48	28	2		4				43	91			134	
10歳	25	18			4	2	77	26	1		10			1	56	112			168	
11歳	16	11			8	2	74	32	5		8				46	118			164	
12歳	18	18			8	1	61	19	4		2		1		63	93			156	
13歳	18	26			4		48	19	9		1			2	88	73			161	
14歳	9	9				2	61	15	13		3				66	81			147	
15歳	11	17			3	1	68	16	4		9				43	88			131	
16歳	12	21				4	71	13	7		3				44	88			132	
17歳	3	31				3	118	13	2		3				41	135			176	
18歳以上		12			1		50	12							12	63			75	
不明		6													6	0			6	
計	354	395	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	957	1,617	0	0	2,574	

第2表 年齢別・相談種類別受付状況（幡多児童相談所受付分／合計）

（平成27年度 福祉行政報告例）

年齢別	養護相談		障害相談				保健相談				非行相談				育成相談		その他相談	計					
	児童虐待相談	その他相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他相談									
0歳	1	3															65	0	3	0	0	0	68
1歳		1			2					1							50	0	11	0	2	0	63
2歳	3	3			8		1			3							55	3	51	0	5	0	114
3歳	1	3			10		7			6							66	2	104	0	9	0	181
4歳		5			4		16			9							53	0	102	0	14	0	169
5歳	3	4			5		7			6							57	2	127	0	17	0	203
6歳	3				3		13			6							52	0	150	1	17	0	220
7歳		1			1		18			4							37	0	138	0	12	0	187
8歳	2	6					5			3							36	0	86	1	18	0	141
9歳	1	5			6		11			2							42	1	108	3	10	0	164
10歳	2	4					9		2	2							49	0	120	5	15	1	190
11歳	2	2					12			1							31	0	137	11	13	0	192
12歳	1	1					8		2	2							38	0	107	25	15	0	185
13歳	3	4					9		4	3							51	0	84	36	18	0	189
14歳	1	2					16		4	5							21	0	98	35	22	0	176
15歳	2	4				1	6		2	1							34	0	97	9	11	0	151
16歳	2						8			1							35	0	96	8	4	0	143
17歳	1	7			1		12		1	1							42	0	149	4	4	0	199
18歳以上							6										12	0	71	0	0	0	83
不明		3															9	0	0	0	0	0	9
計	28	58	8	0	40	1	164	76	7	4	55	11	1	0	0	0	835	8	1,839	138	206	1	3,027

第3表 経路別受付状況

(平成21年度～27年度)

所別	年度	県機関	市町村機関			児童福祉施設等	警察からの通告		家裁からの送致		医療機関	保健所	支児援センター	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
			福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他		14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満	14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満											
中央児童相談所	21	(437) 27	(277) 86	(5) 8	(66) 5	(38) 71				(3) 13	(77) 3		(22) 150			(257) 323					(1,182) 914
	22	(658) 6	(83) 49		(54) 3	(86) 51		(1) 96		(55) 13	(83) 2		(26) 121			(168) 348					(1,214) 921
	23	(639) 5	(259) 56		(50) 2	(81) 53				(47) 8	(56) 15		(3) 84			(277) 293					(1,412) 834
	24	(684) 9	(316) 59		(10) 4	(21) 76		(2) 89		(40) 18	(25) 1		(10) 77			(230) 245					(1,338) 769
	25	(755) 8	(357) 60	(4)				(2) 70		(39) 7	(23) 10		(4) 85			(223) 253				(31) 52	(1,438) 771
	26	(767) 10	(369) 59		(1) 7	(2) 65		(1) 86		(50) 26	(22) 3		(26) 103			(309) 223				(3) 90	(1,550) 846
	27	(834) 10	(445) 92		(3) 6	(2) 86		(5) 107		(19) 16	(10) 4		(3) 103			(296) 211					(1,617) 957
	比率	1.0%	9.6%	1.4%	0.6%	9.0%	11.2%	4.2%	0.0%	0.4%	1.7%	0.4%	0.3%	10.8%	0.1%	0.0%	22.1%	12.4%	1.0%	13.8%	100.0%
幡多児童相談所	21	85	43	2	13	5	6	3				1	7			229	7				401
	22	103	40	1	34	5	5	2				41	1	17		113	19	82	2		465
	23	131	47	2	36	7	5	1				3	43	19		103	7	74	1		479
	24	112	42	19	16	21	6		1	10	49		12			116	9	4			417
	25	135	59	14	17	12	10	2		16	31	3	14			114	4	1	6		438
	26	148	53	8	27	11	10	4		12	24		19			109	12	1	11		449
	27	145	63	8	24	9	12	2		12	28	2	8	1		113	16		9		453
	比率	32.0%	13.9%	1.8%	5.3%	2.0%	2.7%	0.4%	0.0%	0.2%	2.7%	6.2%	0.4%	1.8%	0.2%	0.0%	24.9%	3.5%	0.0%	2.0%	100.0%
計	21	(437) 112	(277) 129	(5) 10	(66) 18	(38) 76				(3) 13	(77) 4		(22) 157			(257) 552					(1,182) 1,315
	22	(658) 109	(83) 89		(54) 37	(86) 56		(1) 101		(55) 13	(83) 43		(26) 138			(168) 461					(1,214) 1,386
	23	(639) 136	(259) 103		(50) 38	(81) 60				(47) 11	(56) 43		(3) 103			(277) 396					(1,412) 1,313
	24	(684) 121	(316) 101		(10) 17	(21) 97		(2) 95		(40) 28	(25) 50		(10) 89			(230) 361					(1,338) 1,186
	25	(755) 143	(357) 119	(4)				(2) 80		(39) 23	(23) 31		(4) 99			(223) 367				(31) 58	(1,438) 1,209
	26	(767) 158	(369) 112		(1) 34	(2) 76		(1) 96		(50) 38	(22) 24		(26) 122			(309) 332				(3) 101	(1,550) 1,295
	27	(834) 155	(445) 155		(3) 30	(2) 95		(5) 119		(19) 28	(10) 32		(3) 111			(296) 324					(1,617) 1,410
	比率	11.0%	11.0%	1.5%	2.1%	6.7%	8.4%	3.0%	0.0%	0.4%	2.0%	2.3%	0.3%	7.9%	0.1%	0.0%	23.0%	9.6%	0.7%	10.0%	100.0%

* () は、療育福祉センター受付分。

第4表 市町村別相談対応状況

(平成26年度・27年度)

所 別	福祉保健所別 ・ 市町村別	平成26年度							平成27年度						
		養 護 相 談	（虐待 認定相 談）	非 行 相 談	育 成 相 談	そ 保 の 健 他 ・ の 障 害 相 談	計	養 護 相 談	（虐待 認定相 談）	非 行 相 談	育 成 相 談	そ 保 の 健 他 ・ の 障 害 相 談	計		
中 央 児 童 相 談 所	高 知 市	221	159	104	44	1	529	274	255	79	53	1	662		
	室 戸 市	7		2	2		11	7		1			8		
	安 芸 市	5		2	1		8	3	5	1			9		
	香 南 市	24	11	11	6		52	11	20	12	2		45		
	香 美 市	22	3	3	2		30	7	5	14	3		29		
	南 国 市	32	9	2	5		48	28	16	5	4		53		
	土 佐 市	27	6	9	1		43	10	9	4	5		28		
	須 崎 市	9	6	8	2		25	6	5	5	4		20		
	安 芸	東 洋 町						0			1			1	
		奈 半 利 町	2			2		4		1		2		3	
		田 野 町	1		1			2	1					1	
		安 田 町			2	1		3			1			1	
		北 川 村	1					1						0	
		馬 路 村		2				2	2					2	
		芸 西 村			1			1	8	2	1	1		12	
	中 央 東	本 山 町	3	1				4	2	7				9	
		大 豊 町	1	2			1	4	3					3	
		土 佐 町						0						0	
		大 川 村						0						0	
	中 央 西	仁 淀 川 町	3					3		1				1	
		い の 町	20	6	4	2		32	4	6	1			11	
		佐 川 町	7		1	1		9		7		1		8	
		越 知 町	1		1			2		1		1		2	
	須 崎	日 高 村	8					8	3	4	1	1		9	
		中 土 佐 町	1	2	1			4	3	3		1		7	
		四 万 十 町	2					2						0	
		津 野 町			1			1	2			1		3	
橋 原 町	1	4				5	5					5			
	県 外	7	1				8	8	2	1			11		
不 明	2					2	1					1			
計	407	212	153	69	2	843	388	349	127	79	1	944			
幡 多 児 童 相 談 所	四 万 十 市	22	11	4	19	132	188	28	10	3	25	103	169		
	宿 毛 市	6	3	2	7	74	92	10	6	4	18	57	95		
	土 佐 清 水 市	9	5	4	6	30	54	14	3	1	8	34	60		
	幡 多	四 万 十 町	10	4	3	3	24	44	4	9	2	7	32	54	
		黒 潮 町				13	22	35	1	2		8	36	47	
		大 月 町			2	1	23	26					18	18	
		三 原 村					7	7				1	9	10	
	中 央	高 知 市						0			1		1		
不 明						0	1					1			
計	47	23	15	49	312	446	58	30	11	67	289	455			
合 計	454	235	168	118	314	1,289	446	379	138	146	290	1,399			

第5表 相談種類別経路

(平成27年度)

	都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所 医療機関		学校等			里親	(児童を 含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関			保健所	医療機関	幼稚園	小学校	教育委員会									
虐待 (通告)	中央	4	43	7	5	10	2	59	0	0	0	1	0	3	11	31	12	41	119	3	0	0	41	119	3	111	465
	幡多		3		3			1				1		1		1		9	16				9	16		8	50
	計	4	46	7	8	10	2	62	1	0	0	2	1	4	11	32	12	50	135	3	0	0	50	135	3	119	515
虐待 (認定)	中央	4	37	7	5	8	1	51						3	10	20	10	36	45	3			36	45	3	105	349
	幡多		1		2			6				1		1		1		6	4				6	4		8	30
	計	4	38	7	7	8	1	57	1	0	0	1	1	4	10	21	10	42	49	3	0	0	42	49	3	113	379
養護	中央	5	90	13	6	20	42	63	3			3	1	4	14	75	14	135	119	7			135	119	7	129	749
	幡多		17		3	3	3	10	2			2	1	1		3		19	16				19	16		8	86
	計	5	107	13	9	23	45	73	5	0	0	5	2	5	14	78	14	154	135	7	0	0	154	135	7	137	835
非行	中央		1				1	82					3			8		28		2			28		2	127	
	幡多						2	4										4					4			11	
	計	0	1	0	0	0	3	86	3	0	0	0	3	0	0	8	0	32	0	2	0	0	32	0	2	138	

* 養護については、虐待を含む件数を計上。

第6表 養護相談発生要因別状況

(平成18年度～27年度 福祉行政報告例)

所 別	年 度 別	家 出 ・ 失 踪	死 亡	離 婚	傷 病 ・ 入 院	家 族 環 境		そ の 他	計
						虐 待	そ の 他		
中央児童相談所	H18	6	9		17	117	366	92	607
	H19	5		1	30	139	307	114	596
	H20	1		4	9	178	387	99	678
	H21	10		5	13	147	342	75	592
	H22	3			6	126	332	134	601
	H23	4	1		17	111	241	139	513
	H24	2	1	1	10	137	250	102	503
	H25	3	3		18	165	269	88	546
	H26			1	9	215	308	89	622
	H27	1		1	17	359	255	114	747
比率	0.1%	0.0%	0.1%	2.3%	48.1%	34.1%	15.3%	100.0%	
幡多児童相談所	H18				5	29	33	2	69
	H19				6	19	47		72
	H20	1				21	55	1	78
	H21	2			1	11	23	1	38
	H22		2			16	31	2	51
	H23			2		5	32	4	43
	H24	2				16	42	1	61
	H25				2	16	44		62
	H26		1			27	51		79
	H27		1		2	31	55		89
比率	0.0%	1.1%	0.0%	2.3%	34.8%	61.8%	0.0%	100.0%	
計	H18	6	9	0	22	146	399	94	676
	H19	5	0	1	36	158	354	114	668
	H20	2	0	4	9	199	442	100	756
	H21	12	0	5	14	158	365	76	630
	H22	3	2	0	6	142	363	136	652
	H23	4	1	2	17	116	273	143	556
	H24	4	1	1	10	153	292	103	564
	H25	3	3	0	20	181	313	88	608
	H26	0	1	1	9	242	359	89	701
	H27	1	1	1	19	390	310	114	836
比率	0.1%	0.1%	0.1%	2.3%	46.7%	37.1%	13.6%	100.0%	

*1ケースに対して複数の対応あり。第12表と同数となるよう計上。

*療育福祉センター受付の養護相談件数：H20 (1件：家族環境その他)、H24 (4件：家族環境その他3件、その他1件)、H25 (1件：家族環境その他1件)。

第7表 児童虐待相談対応状況

1. 虐待に関する相談対応件数の推移

所別	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中央	58	39	79	151	117	139	168	145	126	111	137	165	212	349
幡多	1	3	12	13	29	19	16	10	16	5	16	16	23	30
計	(117) 59	(125) 42	(221) 91	(248) 164	(242) 146	(279) 158	(302) 184	(270) 155	(312) 142	(282) 116	(299) 153	(288) 181	(383) 235	(515) 379

* () は、児童虐待相談（通告）件数です。

2. 虐待の経路別相談対応件数

年度	所別	総数	県機関	市 町 村 機 関				児童福祉施設等	医療機関	警察	学校等	家族親戚	近隣知人	その他
				福祉事務所	児童委員	保健センター	その他							
H25	中央	165	4	18			1	4	4	16	28	30	24	36
	幡多	16	1	1				1		4	1	5		3
	計	181	5	19			1	5	4	20	29	35	24	39
	比率	100.0%	2.8%	10.5%			0.6%	2.8%	2.2%	11.0%	16.0%	19.3%	13.3%	21.5%
H26	中央	212	4	7		4		1	10	26	29	16	36	79
	幡多	23		5			1	4	2		3		3	5
	計	235	4	12		4	1	5	12	26	32	16	39	84
	比率	100.0%	1.7%	5.1%	0.0%	1.7%	0.4%	2.1%	5.1%	11.1%	13.6%	6.8%	16.6%	35.8%
H27	中央	349	8	37		7	5	9	10	51	30	36	45	111
	幡多	30		1			2			6	1	6	4	10
	計	379	8	38	0	7	7	9	10	57	31	42	49	121
	比率	100.0%	2.1%	10.0%	0.0%	1.8%	1.8%	2.4%	2.6%	15.0%	8.2%	11.1%	12.9%	31.9%

3. 主たる虐待者

(福祉行政報告例)

年度	所別	総数	父		母		その他 (両親、内縁 祖父母等)
			実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	
H25	中央	165	26	11	80	2	46
	幡多	16	4	4	7		1
	計	181	30	15	87	2	47
	比率	100.0%	16.6%	8.3%	48.0%	1.1%	26.0%
H26	中央	212	58	17	96		41
	幡多	23	11		12		
	計	235	69	17	108	0	41
	比率	100.0%	29.4%	7.2%	46.0%	0.0%	17.4%
H27	中央	349	93	23	133	3	97
	幡多	30	12		16		2
	計	379	105	23	149	3	99
	比率	100.0%	27.7%	6.1%	39.3%	0.8%	26.1%

4. 主たる虐待者の年齢層

年齢層	父		母		その他		計
	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
10歳代	1		3				4
20歳代	18		47	2	5		72
30歳代	82	2	120	8	5		217
40歳代	67	5	40	7	6	2	127
50歳代	14	1	4	2	3		24
60歳代	2				3		5
70歳代	1						1
不明		1	1				2
計	185	9	215	19	22	2	452

*両親は性別によりそれぞれに計上。

5. 被虐待者の年齢・相談種類別

年度	被虐待者の年齢	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		初々外		計
		中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
H25	0～3歳未満	6				15	1	13		35
	3歳～学齢前児童	6				15	2	4	2	29
	小学生	20	4			27	3	21		75
	中学生	9	1	3		10	1	9		33
	高校生その他	2	1	1	1	3		1		9
	計	43	6	4	1	70	7	48	2	181
	合計	49		5		77		50		181
	比率	27.1%		2.8%		42.5%		27.6%		100.0%
H26	0～3歳未満	3				23	1	10	2	39
	3歳～学齢前児童	3		1		19	1	10	5	39
	小学生	17	3	2		38	1	23	4	88
	中学生	22				10	1	9	2	44
	高校生その他	7				9	2	6	1	25
	計	52	3	3	0	99	6	58	14	235
	合計	55		3		105		72		235
比率	23.4%		1.3%		44.7%		30.6%		100.0%	
H27	0～3歳未満	15				37	3	17	2	74
	3歳～学齢前児童	29		1		34	3	26	1	94
	小学生	39	4	1		60	6	26	2	138
	中学生	17	1	1		20	4	5	1	49
	高校生その他	9	1	1	1	9		2	1	24
	計	109	6	4	1	160	16	76	7	379
	合計	115		5		176		83		379
比率	30.3%		1.3%		46.4%		21.9%		100.0%	

6. 被虐待者の年齢別・性別

年齢別	中央		幡多		男女別計		計
	男	女	男	女	男	女	
0歳	14	15		1	14	16	30
1歳	11	12			11	12	23
2歳	10	7	1	2	11	9	20
3歳	14	19	1		15	19	34
4歳	13	13			13	13	26
5歳	9	10	2	1	11	11	22
6歳	17	14	1	2	18	16	34
7歳	13	12			13	12	25
8歳	11	5	2		13	5	18
9歳	9	10	1		10	10	20
10歳	13	12	2	2	15	14	29
11歳	10	6	1	1	11	7	18
12歳	12	6	1		13	6	19
13歳	6	11	1	2	7	13	20
14歳	2	7		1	2	8	10
15歳	3	10	1	1	4	11	15
16歳	2	9		2	2	11	13
17歳		2		1	0	3	3
18歳以上							0
不明							0
計	169	180	14	16	183	196	379

第8表 <犯・触法行為等相談の主訴別状況

(平成18年度～27年度)

所 別	年 度 別	窃 盗	恐 喝 ・ 強 盗	暴 行	傷 害	放 火 ・ ろ う 火	わ い せ つ	喫 煙 物 ・ 乱 飲 酒 用	金 銭 持 出	粗 暴	虚 言 ・ 反 抗	不 純 異 性 交 遊	家 出 ・ 怠 学	施 設 無 断 外 出	そ の 他	計
中央児童相談所	H18	92		23	9	8	6		5	8	2	6	24		16	199
	H19	92	1	9	2	14	3	7	3	6	4	5	27	2	21	196
	H20	55	1	6	5	19	3	6	2	7	6	3	42	2	9	166
	H21	56	6	11	9	16	10	4	6	4		2	39	2	15	180
	H22	76	2	17	5	6	8	2	4	5	2	3	46	2	11	189
	H23	82	2	16	16	6	13	2	5	2	3	2	44	1	19	213
	H24	75	2	10	8	4	8	3	4	7		2	39	1	25	188
	H25	50	2	6	10	3	10	1	6	6	5	2	38		14	153
	H26	50	1	5	16	4	8	1	8	4	3	1	38		13	152
	H27	53	1	7	1	2	8		3	3		4	26		19	127
比率	41.7%	0.8%	5.5%	0.8%	1.6%	6.3%	0.0%	2.4%	2.4%	0.0%	3.1%	20.5%	0.0%	14.9%	99.9%	
幡多児童相談所	H18	5			1				3				1		1	11
	H19	2		1		2		1	1		2		2		1	12
	H20	4				2	2		2	2			2		1	15
	H21	3				2	2	1			1					9
	H22	4				1	2						3			10
	H23	10		1			1		2				2			16
	H24	8		1				2					2	1	1	15
	H25	4		4		2		1					4	1		16
	H26	4		2		2			1	1		1	4			15
	H27	4					1		2				3	1		11
比率	36.3%					9.1%		18.2%				27.3%	9.1%		99.9%	
計	H18	97	0	23	10	8	6	0	8	8	2	6	25	0	17	210
	H19	94	1	10	2	16	3	8	4	6	6	5	29	2	22	208
	H20	59	1	6	5	21	5	6	4	9	6	3	44	2	10	181
	H21	59	6	11	9	18	12	5	6	4	1	2	39	2	15	189
	H22	80	2	17	5	7	10	2	4	5	2	3	49	2	11	199
	H23	92	2	17	16	6	14	2	7	2	3	2	46	1	19	229
	H24	83	2	11	8	4	8	5	4	7	0	2	41	2	26	203
	H25	54	2	10	10	5	10	2	6	6	5	2	42	1	14	169
	H26	54	1	7	16	6	8	1	9	5	3	2	42	0	13	167
	H27	57	1	7	1	2	9	0	5	3	0	4	29	1	19	138
比率	41.3%	0.7%	5.1%	0.7%	1.5%	6.5%	0.0%	3.6%	2.2%	0.0%	2.9%	21.0%	0.7%	13.8%	100.1%	

第9表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング

(平成27年度 福祉行政報告例)

所 別	対 象 者	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司	児 童 福 祉 司	そ の 他 の 所 員
中央児童相談所	児 童	2,527	121	3	122	173	102	232	117	1,218			299	1,540	116
	(再掲) 児童虐待	1,003	65	2	65	77	68	111	58	425			86	321	82
	保 護 者	4,375					1	1	5	456			47	1,450	11
	(再掲) 児童虐待	2,311							3	186			17	468	11
	そ の 他	10,431							5	509			5	316	
	(再掲) 児童虐待	6,928							4	197			1	230	
	計	17,333	121	3	122	173	103	233	127	2,183	0	0	351	3,306	127
	(再掲) 児童虐待	10,242	65	2	65	77	68	111	65	808	0	0	104	1,019	93
幡多児童相談所	児 童	270	22	8	8	112	130	53	14	319	33		20	30	
	(再掲) 児童虐待	107		5	5	9	2	22	10	94			6	28	
	保 護 者	832						1	1	115				113	
	(再掲) 児童虐待	212						1	1	37				24	
	そ の 他	1,344								21				2	
	(再掲) 児童虐待	836								5					
	計	2,446	22	8	8	112	130	54	15	455	33	0	20	145	0
	(再掲) 児童虐待	1,155	0	5	5	9	2	23	11	136	0	0	6	52	0
計	児童・保護者・その他	19,779	143	11	130	285	233	287	142	2,638	33	0	371	3,451	127
	(再掲) 児童虐待	11,397	65	7	70	86	70	134	76	944	0	0	110	1,071	93
	児童・保護者・その他		284			3,585						3,949			
	(再掲) 児童虐待		142			1,310						1,274			

第10表 一時保護の状況

(平成27年度)

(一時保護)

相談種類別	所別	継前 続保年 護分度	本 年度 受 付	対 応 状 況 等									
				施 設 入 所	里 親 委 託	他 機 関 移 送	帰 宅	そ の 他	未 年 処 理 分 末	計	延 日 数	平 均 日 数	
養 護	虐 待	中央	(1) 2	(35) 69	(10) 16			(11) 33	(13) 16	(2) 5	(36) 71	(1,127) 2,615	(31.3) 36.8
		幡多		(4) 6	(2) 4				(2) 2		(4) 6	(118) 204	(29.5) 34.0
	そ の 他	中央	2	(10) 22	(1) 4	(1) 3	1	(1) 8	(5) 6	(2) 2	(10) 24	(167) 326	(16.7) 13.6
		幡多	1	(1) 1					(1) 2		(1) 2	(10) 9	(10.0) 4.4
非 行	中央	(1) 1	(5) 29	(1) 13		1	(3) 9	(2) 6		(6) 30	(86) 721	(14.3) 24.0	
	幡多		3	2			1			3	73	24.0	
育 成	中央	2	(7) 16	(3) 5	(2) 2		(2) 7		2	(7) 18	(221) 637	(31.6) 35.4	
	幡多		(1) 2			1		(1) 1		(1) 2	(13) 97	(13.0) 48.5	
保健・その他	中央												
	幡多												
計	中央	(2) 7	(57) 136	(15) 38	(3) 7	2	(17) 57	(20) 30	(4) 9	(59) 143	(1,601) 4,299	(27.1) 30.1	
	幡多	1	(6) 12	(2) 6	0	1	1	(4) 5	0	(6) 13	(141) 383	(23.5) 29.3	

一日平均 在籍人員	中央	(4.37) 11.74	幡多	(0.39) 1.04
--------------	----	-----------------	----	----------------

* () は、支援ホームの状況。

(一時保護委託)

相談種類別	所別	継前 続保年 護分度	本 年度 受 付	対 応 状 況 等									
				施 設 入 所	里 親 委 託	他 機 関 移 送	帰 宅	そ の 他	未 年 処 理 分 末	計	延 日 数	平 均 日 数	
養 護	虐 待	中央	3	60	18		1	31	8	5	63	2,187	34.7
		幡多	3	12	5			7	2	1	15	285	20.3
	そ の 他	中央	1	85	11	3		32	32	8	86	1,120	13.0
		幡多		3		1		2			3	49	16.3
非 行	中央		2	1					1	2	59	29.5	
	幡多		7					7		7	9	1.2	
育 成	中央		5				2	2	1	5	20	4.0	
	幡多									0			
保健・その他	中央									0			
	幡多									0			
計	中央	4	152	30	3	1	65	42	15	156	3,386	21.7	
	幡多	3	22	5	1	0	9	9	1	25	343	13.7	

一日平均 在籍人員	中央	9.25
	幡多	0.93

第11表一(1) 相談種別・学年別状況（一時保護）

（平成27年度）

入所理由	養 護				＜犯・触法＞		育 成		そ の 他		計		
	虐 待		そ の 他		延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	
	延人数	延日数	延人数	延日数									
学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	
乳 幼 児	7	230	2	10							9	240	
中 央 児 童 相 談 所	小 学 生	小 1	10	516								10	516
		小 2	5	150	1	33			1	9		7	192
		小 3	7	282	1	14						8	296
		小 4	4	187	3	31						7	218
		小 5	4	101	1	30			2	112		7	243
		小 6	5	172	1	6	1	28	2	142		9	348
		小 計	35	1,408	7	114	1	28	5	263	0	0	48
中 学 生	中 1	7	257	2	3	4	105	2	14		15	379	
	中 2	6	241	2	67	9	221	2	37		19	566	
	中 3	6	235	2	12	5	135	4	209		17	591	
	小 計	19	733	6	82	18	461	8	260	0	0	51	1,536
そ の 他	10	244	9	120	11	232	5	114			35	710	
計	71	2,615	24	326	30	721	18	637	0	0	143	4,299	

入所理由	養 護				＜犯・触法＞		育 成		そ の 他		計			
	虐 待		そ の 他		延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数		
	延人数	延日数	延人数	延日数										
学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数		
乳 幼 児											0	0		
幡 多 児 童 相 談 所	小 学 生	小 1	1	62								1	62	
		小 2										0	0	
		小 3	2	77								2	77	
		小 4										0	0	
		小 5										0	0	
		小 6							1	42			1	42
		小 計	3	139	0	0	0	0	1	42	0	0	4	181
中 学 生	中 1			1	9						1	9		
	中 2	1	21	1	0	1	42				3	63		
	中 3	1	9			1	7				2	16		
	小 計	2	30	2	9	2	49	0	0	0	0	6	88	
そ の 他	1	35			1	24	1	55			3	114		
計	6	204	2	9	3	73	2	97	0	0	13	383		

第11表一(2) 相談種別・学年別状況（一時保護委託）

（平成27年度）

入所理由	養 護				＜犯・触法＞		育 成		そ の 他		計	
	虐 待		そ の 他									
	学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数
乳 幼 児	53	1,933	72	1,023							125	2,956
小 学 生	小 1	2	73	4	59						6	132
	小 2	2	44	9	28						11	72
	小 3			1	10						1	10
	小 4	2	32								2	32
	小 5										0	0
	小 6										0	0
	小 計	6	149	14	97	0	0	0	0	0	0	20
中 学 生	中 1	1	6								1	6
	中 2	1	8					2	2		3	10
	中 3							2	13		2	13
	小 計	2	14	0	0	0	0	4	15	0	0	6
そ の 他	2	91			2	59	1	5			5	155
計	63	2,187	86	1,120	2	59	5	20	0	0	156	3,386

入所理由	養 護				＜犯・触法＞		育 成		そ の 他		計	
	虐 待		そ の 他									
	学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数
乳 幼 児	2	34	1	17							3	51
小 学 生	小 1	3	76								3	76
	小 2	1	5	1	17						2	22
	小 3	5	111								5	111
	小 4	1	17								1	17
	小 5										0	0
	小 6										0	0
	小 計	10	209	1	17	0	0	0	0	0	0	11
中 学 生	中 1			1	15						1	15
	中 2	1	13								1	13
	中 3					7	9				7	9
	小 計	1	13	1	15	7	9	0	0	0	0	9
そ の 他	2	29									2	29
計	15	285	3	49	7	9	0	0	0	0	25	343

第12表 相談種類別対応状況

(平成27年度 福祉行政報告例)

処理別	対 応 状 況						未対応件数(年度末現在)																		
	面 接		指 導		心 配		状 況		計																
相談種類別	助 言 指 導		継 続 指 導		他 機 関 あ つ せ ん		児 童 福 祉 司 指 導		入 所		通 所		里 親 委 託		家 庭 裁 判 所 送 致 (法第27条第1項第4号)		障 害 者 施 設 等 の 利 用 契 約		そ の 他		計				
	中 央	幡 多	療 育	中 央	幡 多	療 育	中 央	幡 多	療 育	中 央	幡 多	療 育	中 央	幡 多	療 育	中 央	幡 多	療 育	中 央	幡 多	療 育	中 央	幡 多	療 育	
養護相談	82	9	179	10	13	4	48	5	34	3		1									359	31	0	1	
その他の養護相談	135	18	150	22	28	7	3		32	4		13	4								388	58	0	10	
保健相談		8																			0	8	0		
肢体不自由相談																					0	0	2		
視聴覚障害相談																					0	0	0		
言語発達障害等相談	40					1															0	40	137		
重症心身障害相談																					0	1	30		
知的障害相談		162								2	1										0	164	1,020		
発達障害相談		76																			0	76	369		
非行相談	3	1							4	2		1									46	7	0	1	
触法行為等相談	14	1							11												82	4	0		
性格行動相談	8	45					1		4			2	1								73	55	56	3	
不登校相談	1	6																			4	11	0		
適性相談		1																			0	1	1		
育児・しつけ相談																					2	0	2		
その他の相談																					1	0	0		
計	243	367	1,544	480	54	28	42	11	1	1	1	2	16	4	2	1	43	33	3	955	456	1,617	24	1	0
比			71.14%		18.56%		1.78%		3.20%	0.07%	0.66%	0.07%	0.7%	1.19%	1.45%	100.00%									

第13表 里親・ファミリーホーム及び児童委託状況

(平成28年4月1日現在)

	福祉事務所別	登録里親数	児童を委託している里親数	委託している児童数	年齢別委託児童数				
					0歳～1歳未満	1歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上
養育里親	高知市	18	6	9		3	3		3
	室戸市	1	1	1				1	
	安芸市	1	1	2		1		1	
	香南市	2	1	1		1			
	香美市	2							
	南国市	3	2	4			3		1
	土佐市	1							
	須崎市	2	1	1			1		
	本山町	1							
	土佐町	1	1	1			1		
	いの町	1							
	仁淀川町	1	1	2			2		
	中土佐町	1							
	梶原町	2							
	四万十市	1							
	土佐清水市	1	1	1			1		
	四万十町	1							
計	40	15	22	0	5	11	2	4	
養子縁組希望里親	高知市	7	1	1			1		
	安芸市	1							
	香南市	1							
	本山町	1							
	いの町	1							
	佐川町	1							
計	12	1	1	0	0	1	0	0	
親族里親	高知市	1	1	1			1		
	香南市	1							
	南国市	3	3	6			1	2	3
	須崎市	3	3	3				1	2
	本山町	1	1	1					1
	佐川町	2	2	4			3		1
	中土佐町	1	1	1				1	
	四万十市	1	1	1					1
	宿毛市	1	1	1					1
計	14	13	18	0	0	5	4	9	

注) *専門里親登録：高知市2名、安芸市1名。

*養育里親と養子縁組希望里親の両方に登録している里親：6組

○ファミリーホーム

福祉事務所別	事業者数	児童を委託している事業者数	委託している児童数	年齢別委託児童数				
				0歳～1歳未満	1歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上
高知市	1	1	5			1	1	3
四万十市	1	1	5			1	3	1
本山町	1	1	3				3	
計	3	3	13	0	0	2	7	4

第14表 電話相談状況

(平成26年度～27年度)

注) 平成18年度より、電話相談業務を社会福祉法人に委託。

●相談内容

		26年度	27年度
養	護 相 談	14	18
保	健 相 談	4	
障	害 相 談	4	4
非	行 相 談	4	2
育 成 相 談	性 格 行 動	20	11
	不 登 校	12	4
	適 性		1
	し つ け	15	17
	そ の 他	3	1
	小 計	50	34
家 庭 問 題 相 談		29	12
学 校 問 題 相 談		8	5
社 会 問 題	い じ め 相 談	8	7
	性 的 被 害		
	社 会 関 係	2	2
	小 計	10	9
そ の 他 の 相 談	9	10	
計		132	94

●相談対象者年齢別

	26年度	27年度
乳 幼 児	27	25
小 学 生	34	40
中 学 生	31	17
高 校 生 以 上	28	7
不 明	12	5

●相談者

	26年度	27年度
本 人	14	8
父	16	2
母	67	52
祖 父 母	17	12
兄 弟	2	
友 人	1	1
そ の 他	15	19

●地域別

	26年度	27年度
高 知 市	17	22
高知市以外の市	12	11
郡 部	2	2
県 外	3	1
不 明	98	58

●相談対象者性別

	26年度	27年度
男	63	44
女	46	32
不 明	23	18

●相談時間帯

	26年度	27年度
9時～11時	43	33
11時～13時	26	22
13時～15時	24	17
15時～17時	27	14
17時～18時	12	8

●相談所要時間

	26年度	27年度
0～15分	53	34
15分～30分	35	30
30分～45分	21	18
45分～60分	13	5
60分以上	10	7

●相談処理状況

	26年度	27年度
助 言	56	32
傾 聴	48	38
来 所	2	
他 機 関 紹 介	23	11
そ の 他	3	13

●曜日別件数

	26年度	27年度
月 曜 日	21	21
火 曜 日	30	10
水 曜 日	27	17
木 曜 日	16	16
金 曜 日	14	12
土 曜 日	15	12
日 曜 日	9	6

●月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
25年度	16	17	18	29	20	20	9	10	10	10	10	10
26年度	15	14	12	11	13	10	9	8	9	8	13	10
27年度	8	9	14	14	7	6	7	6	7	5	8	3



資料



第1表	市町村児童家庭相談担当部署一覧	52
第2表	要保護児童対策地域協議会設置状況	53
第3表	児童福祉施設	54
第4表	自立援助ホーム	55
第5表	ファミリーホーム	55
第6表	児童家庭支援センター	55

第1表 市町村児童家庭相談担当部署一覧

(H28.4.1現在)

市 町 村	担当課	〒	住 所	TEL
高 知 市	子ども家庭支援センター	780-8571	高知市本町5丁目1-45	088-823-1212
室 戸 市	教育委員会生涯学習課人権教育班	781-7103	室戸市浮津25-1	0887-22-5144
安 芸 市	福祉事務所こども係	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-40	0887-35-1009
香 南 市	福祉事務所社会福祉係	781-5232	香南市野市町西野534-1	0887-57-8509
香 美 市	福祉事務所社会福祉班社会福祉係	782-0034	香美市土佐山田町宝町1-1-4	0887-53-3117
南 国 市	福祉事務所こども相談係	783-0004	南国市大桶甲2301	088-880-6564
土 佐 市	少年育成センター少年育成係	781-1101	土佐市高岡町甲2192-1	088-852-7702
須 崎 市	教育委員会子ども・子育て支援課	785-0031	須崎市山手町1-7	0889-42-1229
四 万 十 市	福祉事務所家庭福祉係	787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880-34-1801
宿 毛 市	福祉事務所社会児童係	788-8686	宿毛市桜町2-1	0880-63-3311
土佐清水市	福祉事務所子育て支援係	787-0392	土佐清水市天神町11-2	0880-87-9011
東 洋 町	住民課	781-7414	安芸郡東洋町生見758-3	0887-29-3394
奈 半 利 町	住民福祉課	781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887-38-8181
田 野 町	保健福祉課 保健センター	781-6410	安芸郡田野町1828-5 安芸郡田野町1456-41	0887-38-2812 0887-38-8212
安 田 町	町民生活課 保健センター	781-6423	安芸郡安田町大字安田1850 安芸市安田町大字西島40-2	0887-38-6712 0887-38-6678
北 川 村	住民課児童相談係	781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887-32-1227
馬 路 村	健康福祉課	781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887-44-2112
芸 西 村	健康福祉課	781-5701	安芸郡芸西村和食甲1262	0887-33-2112
本 山 町	健康福祉課	781-3601	長岡郡本山町本山600	0887-70-1060
大 豊 町	教育委員会	789-0312	長岡郡大豊町高須231	0887-72-0450
土 佐 町	健康福祉課福祉係	781-3401	土佐郡土佐町土居206	0887-82-2333
大 川 村	総務課	781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887-84-2211
い の 町	教育委員会事務局	781-2192	吾川郡いの町1700-1	088-893-1922
仁 淀 川 町	教育委員会	781-1501	吾川郡仁淀川町大崎460-1	0889-35-0019
佐 川 町	健康福祉課	789-1201	高岡郡佐川町甲1650-2	0889-22-7137
越 知 町	教育委員会生涯学習課	781-1301	高岡郡越知町越知甲2562	0889-26-3400
日 高 村	教育委員会子ども支援室	781-2152	高岡郡日高村沖名23	0889-24-4411
中 土 佐 町	健康福祉課福祉係	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6602-2	0889-52-2662
津 野 町	西庁健康福祉課	785-0501	高岡郡津野町力石2870 西庁舎	0889-62-2313
梶 原 町	保健福祉支援以外健康増進係	785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889-65-1170
四 万 十 町	健康福祉課	786-8501	高岡郡四万十町茂琴平町16-17	0880-22-3115
黒 潮 町	健康福祉課福祉係	789-1992	幡多郡黒潮町入野2019-1	0880-43-2116
大 月 町	町民福祉課福祉係	788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880-73-1113
三 原 村	住民課	787-0892	幡多郡三原村来栖野346	0880-46-2111

第2表 要保護児童対策地域協議会設置状況

H28.4.1現在

	市 町 村 名	要 保 護 児 童 対 策 地 域 協 議 会	設 置 年 月 日
	高 知 市	高知市要保護児童対策地域協議会	H19.12.10
安芸福祉保健所	室 戸 市	室戸市要保護児童対策地域協議会	H18.9.28
	安 芸 市	安芸市子ども支援ネットワーク	H18.4.1
	東 洋 町	東洋町要保護児童対策地域協議会	H20.3.24
	中芸広域連合 (奈半利町、 田野町、安田町、 北川村、馬路村)	中芸広域連合要保護児童対策地域協議会	H24.4.1
	芸 西 村	芸西村要保護児童対策地域協議会	H18.3.31
中央東福祉保健所	南 国 市	南国市要保護児童対策地域協議会	H19.11.13
	香 南 市	香南市要保護児童対策地域協議会	H19.11.21
	香 美 市	香美市要保護児童対策地域協議会	H20.3.3
	本 山 町	本山町要保護児童対策地域協議会	H20.11.21
	大 豊 町	大豊町要保護児童対策地域協議会	H20.10.1
	土 佐 町	土佐町要保護児童対策地域協議会	H20.3.28
	大 川 村	大川村要保護児童対策地域協議会	H20.11.4
中央西福祉保健所	土 佐 市	土佐市要保護児童対策地域協議会	H20.1.15
	い の 町	いの町要保護児童対策地域協議会	H19.12.10
	仁 淀 川 町	仁淀川町要保護児童対策地域協議会	H18.10.23
	佐 川 町	佐川町地域支援ネットワーク	H18.3.1
	越 知 町	越知町要保護児童対策地域協議会	H17.5.25
	日 高 村	日高村要保護児童対策地域協議会	H19.6.28
須崎福祉保健所	須 崎 市	須崎市子どもを守る地域ネットワーク	H18.3.28
	中 土 佐 町	中土佐町要保護児童対策地域協議会	H21.3.25
	四 万 十 町	四万十町子ども支援ネットワーク	H21.3.24
	梶 原 町	梶原町要保護児童対策地域協議会	H20.1.28
	津 野 町	津野町子ども支援ネットワーク	H17.8.1
幡多福祉保健所	四 万 十 市	四万十市要保護児童対策地域協議会	H19.3.1
	宿 毛 市	宿毛市子ども支援ネットワーク委員会	H20.3.31
	土 佐 清 水 市	土佐清水市要保護児童対策地域協議会	H18.8.1
	黒 潮 町	黒潮町要保護児童対策地域協議会	H21.3.27
	大 月 町	大月町要保護児童対策地域協議会	H20.3.25
	三 原 村	三原村要保護児童対策地域協議会	H21.3.31
	合 計 : 34市町村		

第3表 児童福祉施設

(H28.4.1現在)

施設名	定員	〒	所在地	TEL	FAX
○乳児院					
高知聖園 ベビーホーム	30人	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1990	088-872-9336
○児童養護施設					
高知聖園天使園	75人	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1996	088-822-3845
子供の家	70人	780-0054	高知市相生町2-8	088-882-0826	088-884-0120
愛仁園	70人	781-5101	高知市布師田1711	088-845-1003	088-845-1099
南海少年寮	30人	781-0112	高知市仁井田845-5	088-847-0631	088-847-0879
愛童園	30人	781-5603	香南市夜須町西山1319-1	0887-54-2730	0887-54-3160
博愛園	50人	782-0024	香美市土佐山田町神通寺375-1	0887-53-2510	0887-53-2628
さくら園	45人	789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-22-1236	0889-22-1331
若草園	50人	787-0155	四万十市下田2211	0880-33-0247	0880-33-0518
○情緒障害児短期治療施設					
さくらの森学園	30人	789-1201	高岡郡佐川町甲1115-3	0889-22-4333	0889-22-4332
若竹学園	30人	761-8004	高松市中山町五色台1501-192	087-882-1000	087-882-1160
ひまわりの家		797-0020	西予市宇和町久枝甲1429	0894-89-3112	0894-62-4122
○児童自立支援施設					
希望が丘学園	40人	783-0043	南国市岡豊町小蓮720	088-866-2069	088-866-0649
国立武蔵野学院	150人	336-0963	埼玉県さいたま市緑区大字大門1030	048-878-1260	048-878-1244
国立きぬ川学院	100人	329-1334	栃木県さくら市押上288	028-682-2448	028-682-3451
○障害児入所施設					
南海学園	児童 10人	783-0005	南国市大涌乙2288	088-864-2221	088-864-1789
わかぎ寮	30人	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1166	088-856-1905
わかふじ寮	40人	787-0010	四万十市古津賀1801-1	0880-35-4092	0880-35-4091
土佐希望の家	140人	783-0022	南国市小籠107	088-863-2131	088-863-2133
幡多希望の家	51人	788-0782	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215
独立行政法人国立病院機構 高知病院	120人	780-8077	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664

第4表 自立援助ホーム

施設名	定員	〒	所在地	TEL	FAX
南風	6人	781-0252	高知市瀬戸東町2-284	088-842-7378	088-842-7378

第5表 ファミリーホーム

施設名	定員	〒	所在地	TEL	FAX
おふし	6人	780-0982	高知市東久万37-3	088-824-3673	088-803-8363
かんのん舎	5人	781-3610	長岡郡本山町下関792	0887-76-3017	0887-76-3017
後 <small>うしろがわ</small> 川	5人	787-1107	四万十市岩田132-1	0880-34-7548	0880-34-9016

第6表 児童家庭支援センター

施設名	〒	所在地	TEL	FAX
児童家庭支援センター-ひだまり	789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889(20)0203	0889(22)1331
児童家庭支援センター-高知みその	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088(872)6488	088(856)9995
児童家庭支援センター-わかくさ	787-0155	四万十市下田2211	0880(33)0258	0880(33)0518

すべての子どもが明るく、すこやかに育つために、子どもに関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じています。

- ◆家庭での養育が困難な子どもに関する相談
- ◆子どもの問題行動に関する相談
- ◆児童虐待に関する相談
- ◆里親制度に関する相談 など

月曜～金曜（年末年始・祝日を除く） 8:30～17:15

※緊急の場合を除き、電話での予約が必要となります。

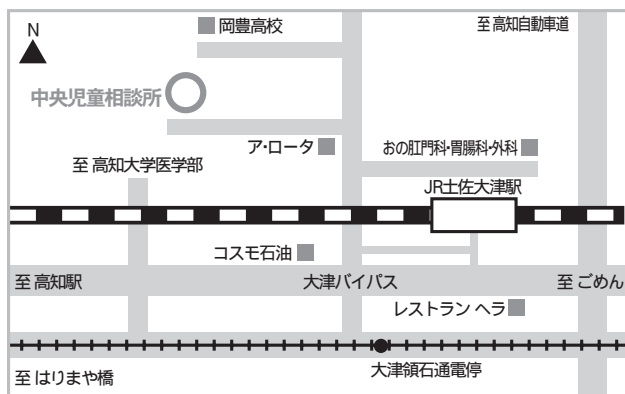
高知県中央児童相談所

〒781-5102 高知市大津甲770-1

TEL 088 (866) 6791

《企画調整課 088(866)6810》

FAX 088 (866) 0839



【交通のご案内】

JR：土佐大津駅下車、徒歩5分

電車：領石通下車、徒歩10分

（高知市からは、ごめん行・領石通行）

車：駐車場があります。

高知県幡多児童相談所

〒787-0050 四万十市渡川1-6-21

TEL 0880 (37) 3159

FAX 0880 (37) 3205



【交通のご案内】

バス：清水・足摺方面「渡川」バス停下車

宿毛・片島方面「具同」バス停下車

車：駐車場があります。

※中央児童相談所管内の障害相談は、療育福祉センターが受付・対応しています。

☆電話相談『子どもと家庭の110番』

088 (872) 0099

受付：9:00～18:00（年末年始を除く）

児童家庭支援センター「みその」

〒780-0062 高知市新本町1丁目7-30

※子ども・家庭の相談や児童虐待に関する相談は、もよりの市町村の児童家庭相談窓口でも受付けています。